

(別紙)  
 「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準案」に対する意見募集の結果

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和6年法律第27号。以下「本法」という。)に基づいて定める、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準(以下「本運用基準」という。)に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方は、以下のとおりです。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	報道・取材の自由への配慮について、「著しく不当な方法によるものと認められない限り」とあるが、極めて曖昧。網羅的に記載すべき。	著しく不当な方法によるものとは、取材対象者の個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪したものであり、その手段又は方法が、法秩序全体の精神に照らし、社会観念上是認することのできない不相応なものである場合が考えられます。
2	「著しく不当な方法によるもの」という、特定秘密保護法の運用基準と同様の記述がある。この記述については、特定秘密保護法の運用基準が議論された際に、「言論・表現の自由が規制され市民の知る権利が侵害されることを防ぐことはできない。」と指摘されてきたものである。同じ記述を本法の運用基準に用いるのではなく、両法ともに、明確な定義を示すべき。それができないのならば、本法自体を廃止すべき。	この意見公募は、本運用基準を対象とするものです。 著しく不当な方法によるものとは、取材対象者の個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪したものであり、その手段又は方法が、法秩序全体の精神に照らし、社会観念上是認することのできない不相応なものである場合が考えられます。
3	報道・取材の自由への配慮の具体的な措置が記載されていないため、どのような配慮か判断できない。	御指摘の「具体的な措置」として、第1章2(1)①から③まで、特に、①において、「法が定める各規定を拡張して解釈してはならず、…必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って重要経済安保情報として指定すること」といった記載をしています。このような措置を通じて報道・取材の自由への配慮を行っていくこととしています。

4	<p>報道機関の報道が「国民の「知る権利」に奉仕するもの」であり、「報道のための取材の自由も憲法第21条の精神に照らし、十分尊重に値いするものといわなければならない」(最高裁昭和44年11月26日大法廷決定)。したがって、「国民の知る権利は十分尊重されるべきものであること。特に、報道又は取材の自由十分に配慮すること。」は「報道又は取材の自由を含む国民の知る権利は十分尊重・配慮されるべきものであること。」に改めるべき。</p>	<p>第1章2(1)において、「国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由十分に配慮しなければならない」と規定しています。</p>
5	<p>(1)拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重、に示された内容は特定秘密保護法の運用基準の該当項目とほとんど同じだが、特定秘密保護法に書かれている「法を解釈適用するに当たって従わなくてはならない基準である。」という文言が、こちらには書かれていない。本法と特定秘密保護法がシームレスに運用されること自体には反対だが、運用する側にかかる制限については、少なくとも特定秘密保護法と同レベルであるべきではないか。</p>	<p>第1章2(1)において、「法の運用に関する全ての者は、当該規定の内容を十分に理解し、以下の点に留意しなければならない」と記載しており、御指摘の趣旨は反映されていると考えます。</p>
6	<p>「必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って重要経済安保情報として指定すること」とあるが、「必要最小限」、「必要最低限」という曖昧な基準だと恣意的な運用の余地を残すことになる。このような憲法に規定されている基本的人権を制限する恐れのある法律の運用に際しては、運用する側に対する厳格な規制がかかるようにすべき。</p>	<p>本運用基準において、重要経済安保情報の指定の3要件の詳細を規定するとともに、内閣府独立公文書管理監が独立した立場から検証・監察する旨を規定しています。 また、重要経済安保情報の指定の状況については、毎年1回、重要経済安保情報保護活用諮問会議の意見を付した上で、国会に報告して公表することも規定しており、指定する行政機関において法の規定に反する恣意的な指定がなされることを防止するための措置を講じることとしています。</p>
7	<p>情報公開・個人情報保護審査会は、重要経済安保情報文書にアクセスして、開示・不開示を判断する権能を有するのであろうか。政府が不開示ということを経済呑みにするのはないだろうか。</p>	<p>第1章2(1)において、審査会は、必要があると認められるときは、行政機関の長に対し不開示決定に係る行政文書の提示を求めることができ、その場合には、行政機関は審査会に重要経済安保情報を提供することを明示しています。なお、同審査会は法令に基づき第三者的立場から公平中立に審査を行っているものと承知しており、御指摘のように政府の不開示の判断を経済呑みにすることはないものと考えます。</p>

8	<p>拡張解釈の禁止や基本的人権の尊重を担保する具体的措置として、「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」(ツワネ原則)で示されている以下の事項を記載すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の情報アクセス権を制限する正当性の証明が政府の責務であることの明示(原則1、4)</li> <li>・政府が秘密にしてはならない情報の明示(原則10)</li> <li>・秘密指定が許される最長期間の明示(原則16)</li> <li>・国民が秘密解除を請求するための明確な手続規定(原則17)</li> <li>・全ての情報にアクセスできる独立した監視機関の設置(原則6、31～33)</li> <li>・内部告発者の保護規定(原則43、46)</li> <li>・一般国民は秘密情報を求めたり入手したりしたという事実を理由にした刑事訴追をされないこと(原則47、48)</li> </ul> <p>【同旨意見12件】</p>	<p>御指摘の「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」は、私的機関が公表したものであると承知しているところですが、いずれにしても、重要経済安保情報の指定の要件、要件に該当しないものは指定してはならない旨、内閣府独立公文書管理監による検証・監察、不適切な指定に係る通報及び通報者の保護などは本運用基準においても規定しています。</p>
9	<p>新制度はコンフィデンシャル級の情報を対象としていることから、企業が諸外国政府あるいは共同研究等の相手からトップシークレット/シークレット級に関するクリアランスを求められる場合等にも対応できるよう、特定秘密制度とシームレスに運用されることが極めて重要。この点、第1回重要経済安保情報保護活用諮問会議において、岸田総理(当時)が、「既存の特定秘密保護制度等とシームレスに運用することを念頭に、運用基準の策定に向け(中略)是非精力的な議論をお願いいたします」と述べている点は重要であり、同趣旨を運用基準案の「法の運用に当たって留意すべき事項」に記載すべき。</p>	<p>特定秘密保護法の運用に関わる内容を本運用基準に規定することはできませんが、例えば、特定秘密保護法の適性評価で漏えいのおそれがないと認められた者であれば、特定秘密の取扱いの業務を行える期間に限り、本法の適性評価を受けずとも同じ行政機関において重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができる旨が本法に規定されていることから、両制度の整合的な運用に努めていきます。</p>

10	<p>重要経済安保情報の漏えいの働き掛けを受けた場合には、上司その他の適当な者へ報告することになっているが、報告を受領した上司その他の適当な者は、その後どうすべきか示されていない。また、働き掛けに関しては脅迫や暴行など差し迫った危険を伴うものも考えられる。そのため、「上司その他の適当な者へ報告するなど」の他、適合事業者や取扱者が行政機関に報告出来る窓口を設置すべき。働き掛けを受けたケースは、本基準(案)にて具体的に検討されていないため、漏えいの働き掛けを受けた場合又はその兆候を認めた場合のプロセスは明確にすべき。若しくは本基準(案)ではなく、別途検討される予定なのか。</p>	<p>本運用基準は、各行政機関における法の運用の統一を図ることを目的として作成しているものであり、御指摘のような具体的な事態への対応を逐一記載することとはしていません。他方で、今後御指摘を踏まえた教育資料等を作成していきます。</p>
11	<p>情報漏えいの働き掛けを受けた場合は上司等への報告をすることとなっているが、国の行政機関等に相談先はあるのか。外部から働き掛けがあった場合には一企業内での対応では難しいケースが考えられ、行政機関への報告・相談も必要と思われるため、そのような相談ができる仕組みを検討いただきたい。第6章の通報窓口に対して、外部から情報漏えいの働き掛けの脅威があったことを通報・相談することは可能か。</p>	<p>本運用基準は、各行政機関における法の運用の統一を図ることを目的として作成しているものであり、御指摘のような具体的な事態への対応を逐一記載することとはしていません。他方で、今後御指摘を踏まえた教育資料等を作成していきます。</p>
12	<p>重要経済安保情報を取り扱う者等の責務として、情報の保護に関する教育を受講することを求めるようであるが、誰がどのような教育を行うのかを明確にするべきである。</p>	<p>本法の施行にあたり必要な研修資料等は内閣府において示していく予定です。</p>
13	<p>「特定秘密の運用の蓄積を踏まえ、情報保全の必要性和国民の知る権利のバランスに立った運用を行うこと」、「これを拡張して解釈して、国民の基本的な権利を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないこと」といった国会での附帯決議を反映したものとは言い難い。</p>	<p>御指摘の内容は、第1章2において網羅されていると考えます。</p>

14	本法では秘密指定を行うのは「行政機関の長」とされているが、具体的にはどんな人がこれに当たるのかを明示すべき。	本法第2条第2項及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令第2条に規定しています。
15	基盤公共役務のうち、国の行政機関が提供するものには、警察、海上保安庁、自衛隊の提供する役務が典型的に含まれると思われるが、この他にどのような役務を想定しているのか。	第2章第1節1(1)に記載のとおり、基盤公共役務とは「我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの」をいうものとしています。その上で、具体的にどのような役務がこれに当たるのかについては、それぞれの役務を提供する、あるいは重要経済安保情報を指定しようとする行政機関において判断されるものと考えます。
16	基盤公共役務には農協、漁協も含まれるのか。	第2章第1節1(1)に記載のとおり、基盤公共役務とは「我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの」をいうものとしています。その上で、具体的にどのような役務がこれに当たるのかについては、それぞれの役務を提供する、あるいは重要経済安保情報を指定しようとする行政機関において判断されるものと考えます。
17	「基盤公共役務の提供体制」には、「基盤公共役務を提供する事業者の施設・設備」が含まれるとされているが、経済安全保障推進法に基づき特定社会基盤事業者指定されている電力会社が設置する原子力発電所は、ここでいう「事業者の施設・設備」に含まれるのか。	御指摘の原子力発電所の機能に障害が生じた場合に基盤公共役務の提供に支障が生じる場合には、「基盤公共役務を提供する事業者の施設・設備」に該当する可能性が高いと考えます。
18	国民の生存に必要な不可欠な重要物資にはコメや石油が含まれるのか。食料品は入っているのか。例えば、農家が作業をしている時に怪しいアジア人が来た場合、何もしゃべるなどということか。石油会社で有孔虫など微化石を検査している人に酒場で外国人が意味不明に親しげに近づいていた時、シャットアウトしろということか。	行政機関から適合事業者として契約に基づき提供を受けた又は保有することとなった重要経済安保情報でない限り、企業や個人の方が他者に情報を伝達する行為について、特段の規制を設けるものではありません。

19	<p>現行の重要経済基盤の定義ではあらゆるものに拡大しうる。そのあとにも、「例えば」と例示する箇所があるが、例示は定義ではない。もっと厳密に規定すべき。</p>	<p>重要経済安保情報の指定は3要件に基づき判断されますが、「重要経済基盤」とは1つ目の要件である重要経済基盤保護情報該当性の前提となるものです。本運用基準では、直接的な要件である重要経済基盤保護情報該当性の細目を列記しています。</p>
20	<p>経済安全保障推進法による特許出願の非公開制度に基づいて、ある特許出願が保全指定されたという情報は、特定秘密又は特別防衛秘密の指定がない限り、原則として、重要経済基盤保護情報該当性を有するのか。その場合、どの事項(細目)に該当するのか。</p>	<p>御指摘の情報が重要経済基盤保護情報に該当し得る可能性はありますが、どの事項に該当するかという点は、実際に指定をすることになる行政機関によって判断されるものと考えます。なお、最終的に重要経済安保情報に指定するためには、非公知性及び秘匿の必要性の要件も満たしている必要があります。</p>
21	<p>重要経済基盤保護情報該当性を有すると認定された研究開発成果に由来する発明が特許出願されて、当該発明が保全指定された場合、保全指定されたという情報は、重要経済基盤保護情報該当性を有すると認定されるのか。</p>	<p>御指摘の情報が重要経済基盤保護情報に該当し得る可能性はありますが、具体的には、実際に指定をすることになる行政機関によって判断されるものと考えます。なお、最終的に重要経済安保情報に指定するためには、非公知性及び秘匿の必要性の要件も満たしている必要があります。</p>
22	<p>経済安全保障推進法による先端的な重要技術の開発支援に伴い、例えばK Programの研究開発成果が、重要経済基盤保護情報該当性を有すると認定されることがあり得るか。その場合、どの事項(細目)に該当するのか。</p>	<p>K Programの研究開発成果は公開することが基本とされており、非公知性の要件を満たさないため、最終的に重要経済安保情報として指定されることは想定していません。</p>
23	<p>「外部から行われる行為」という言葉が頻出するが、「外部」が何を意味するかは不明である。昨今の政府の安全保障分野での施策や言動からは、中国、ロシア、朝鮮民主主義人民共和国などを念頭においているのではないかと推察される。経済分野ではなによりも、友好親善・国際協調主義こそが重視されるべきなのに、重要経済安保情報の指定は、その反対、緊張関係を高めていくことになる。結果、経済分野での安全保障を損なう方向になってしまうことが懸念される。 【同旨3件】</p>	<p>「外部」とは、国外の主体を想定しており、特定の国を念頭に置いたものではありません。 なお、本制度は、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることから、重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障を確保する上で特に秘匿することが必要である情報について、適確に保護及び活用する制度を設けることとしたものです。</p>

24	<p>非公知性の判断は、現に不特定多数の者に知られていないか否かにより行うこととされているが、「現に不特定多数の者に知られている」とは、ある情報が、「現に不特定多数の者が知り得る状態に置かれている」ことを意味するのか伺いたい。</p>	<p>現に知り得る状態に置かれているか否かではなく、現に知られているかどうかにより判断されます。</p>
25	<p>「当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認定する場合には、たとえ我が国の政府により公表されていないとしても、本要件を満たさない」というが、報道されただけではその真実性は担保されておらず、単に報道された内容が情報と同一だというだけで必ずしも非公知性は失われないのではないか。</p>	<p>非公知性を満たしているか否かは、現に不特定多数の者に知られているか否かで客観的に判断するものであり、不特定多数の者に知られているか否かという点は、知る必要がある者、実際に知っている者、情報の管理状況等を勘案して個別具体的に判断されることとなります。御指摘のように、第三者が臆測等によって流布した情報が、たまたま行政機関が保有する情報と一致していた場合には、情報としての同一性はないと考えます。</p>
26	<p>秘匿の必要性に関して、「我が国に対する攻撃」にはサイバー攻撃と物理的な攻撃以外に考えられるものはあるのか。あるのであれば「攻撃」が示すものを定義されたい。</p>	<p>「攻撃」とは、外部からそれがなされた場合に国家及び国民の安全が害される行為を広く言うものであり、事前にその範囲を明示的に定義することは困難です。</p>
27	<p>重要経済安保情報の範囲が不明確で、恣意的に拡大されていく可能性がある。たとえば、「重要経済基盤」の規定の仕方を1つとっても、「広範囲又は大規模な社会的混乱を生じないものであっても」該当する場合があると規定しており、要件等が全く歯止めとなっていないと評価するしかない。 【同旨2件】</p>	<p>重要経済安保情報の指定は3要件に基づき判断されますが、その要件は本運用基準に明記しています。「重要経済基盤」とは1つ目の要件である重要経済基盤保護情報該当性の前提となるもので、本運用基準では、直接的な要件である重要経済基盤保護情報該当性の細目を列記しており、御指摘は当たらないと考えます。</p>
28	<p>経済安全保障推進法に定める基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度は、「施設・設備等の導入及び維持管理等に係る規制・制度」に該当するとの理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
29	<p>基盤公共役務を提供する国の機関の施設・設備や人員に関する情報が重要経済安保情報に該当し得るということで間違いはないか。</p>	<p>重要経済安保情報に該当するかは、非公知性及び秘匿の必要性の要件への該当性も含めて行政機関により判断されることとなります。</p>

30	<p>電力会社が設置する原子力発電所が基盤公共役務の提供体制に含まれる場合、原子力発電所に対する外部からの攻撃に対応するための措置に関する情報は、行政機関が保有し、非公知で、秘匿の必要性があれば重要経済安保情報に指定され得るのか。一方、これらと同等の情報が、事業者によって保有されていても、それが重要経済安保情報として行政機関から提供され、又は行政機関との契約により保有しているものでない限り、本法の適用を受けないという理解でよいか。</p>	<p>重要経済安保情報に該当するかは、非公知性及び秘匿の必要性の要件への該当性も含めて行政機関により判断されることとなります。なお、同等の情報が事業者により保有されている場合についての扱いは御理解のとおりです。</p>
31	<p>電力会社が設置する原子力発電所の原子炉に起こり得る、外部からの攻撃によらない事故や災害を防止するための措置の研究開発に関する情報は、原子力発電所の安全性向上と安定運転を通じて電力の安定供給に資する研究開発に関する情報であると思うが、このような情報は、行政機関が保有し、非公知で、秘匿の必要性があれば重要経済安保情報に該当し得るのか。一方、これらと同等の情報が、事業者によって保有されていても、それが重要経済安保情報として行政機関から提供され、又は行政機関との契約により保有しているものでない限り、本法の適用を受けないという理解でよいか。</p>	<p>重要経済安保情報に該当するかは、非公知性及び秘匿の必要性の要件への該当性も含めて行政機関により判断されることとなります。なお、同等の情報が事業者により保有されている場合についての扱いは御理解のとおりです。</p>
32	<p>ウランは経済安全保障推進法に基づく「重要鉱物」に指定されている。原子力発電所から出る使用済核燃料の再処理技術の研究開発に関する情報は、ウランの再生利用を通じてウラン供給網の脆弱性の改善に資する研究開発に関する情報であると思うが、このような情報は、行政機関が保有し、非公知で、秘匿の必要性があれば重要経済安保情報に該当し得るのか。一方、これらと同等の情報が、事業者によって保有されていても、それが重要経済安保情報として行政機関から提供され、又は行政機関との契約により保有しているものでない限り、本法の適用を受けないという理解でよいか。</p>	<p>重要経済安保情報に該当するかは、非公知性及び秘匿の必要性の要件への該当性も含めて行政機関により判断されることとなります。なお、同等の情報が事業者により保有されている場合についての扱いは御理解のとおりです。</p>

33	<p>経済安全保障推進法に基づく非公開特許制度で保全審査の対象とされている「特定技術分野」に該当する「ウラン・プルトニウムの同位体分離技術」、「使用済核燃料の分解・再処理等に関する技術」、「重水に関する技術」の研究開発に関する情報は、行政機関が保有し、非公知で、秘匿の必要性があれば重要経済安保情報に該当し得るのか。一方、これらと同等の情報が、事業者によって保有されていても、それが重要経済安保情報として行政機関から提供され、又は行政機関との契約により保有しているものでない限り、本法の適用を受けないという理解でよいか。</p>	<p>重要経済安保情報に該当するかは、非公知性及び秘匿の必要性の要件への該当性も含めて行政機関により判断されることとなります。なお、同等の情報が事業者により保有されている場合についての扱いは御理解のとおりです。</p>
34	<p>「重要経済基盤に関する革新的な技術で我が国が技術優位性を持つ分野(これから技術優位性を確保しようとする分野も含む。)に関する研究・調査・分析・審査等により得られた情報」とあり、様々な科学技術の研究自体が秘密とされかねない。2017ユネスコ勧告に反するものであり、科学研究自体を阻害し、科学の民生利用にもマイナスとなる。特定重要技術の指定については、CSTIだけでなく、政府から独立した日本学術会議などがチェックする体制を作るべき。</p>	<p>重要経済基盤保護情報該当性として「重要経済基盤に関する革新的な技術で我が国が技術優位性を持つ分野」という要件があることに加え、最終的に重要経済安保情報に指定されるためには、非公知性及び秘匿の必要性の要件を満たす必要がありますので、「様々な科学技術の研究自体が秘密とされかねない」との御指摘は当たらないと考えます。なお、御指摘の特定重要技術とは、本法ではなく経済安保推進法で定義された技術のことです。</p>
35	<p>特定重要技術とされている宇宙、海洋、量子、AIなど、将来の経済基盤を担う最先端技術に関しては、革新的な技術やそれに係る情報であっても重要経済基盤に関するものでなければ本法の保護対象外」とも解釈できる。経済安全保障の本来の目的は、最先端技術力の向上などによって経済成長を実現することである。民間企業にとって、政府から共有される情報自体も有益であるが、国際的なビジネスを展開していく上でSC制度の導入を求めてきた背景もある。諸外国に通用する制度としなければ、民間企業がSCを取得するインセンティブを減ずる結果となるおそれもある。そのためにも、外国政府との間での機微情報の共有が可能となることを期待すると同時に、保護対象情報の範囲や内容について疑念が生じないように適切な制度設計をする必要がある。</p>	<p>御指摘のとおり、革新的技術にかかる情報であっても、重要経済基盤に関するものでなければ重要経済基盤保護情報該当性を満たさず、非公知性及び秘匿の必要性の要件を満たさなければ最終的に重要経済安保情報に指定されることはありません。外国政府との間で情報共有のために、今後とも各国との調整を進めていきます。</p>

36	民間事業者の予見可能性を高めるために、重要経済安保情報として指定される情報の内容を出来る限り具体的に示すべき。運用基準案の「重要経済基盤保護情報該当性」の事項の細目に加えて、ガイドライン等において一層の具体化に努めるべき。	本運用基準の補足として、今後ガイドラインやQ&Aを定めることとしており、その中で具体化に努めていく予定です。
37	要件該当性の判断は厳格に行うとされているが、具体的にはどのように厳格に判断するのかを明示すべき。	第2章第3節に定めたとおり、局長級の重要経済安保情報管理者を指名するなど、行政機関において、組織的な検討を経て指定すべきことを明示しており、その中で厳格な要件判断が行われるものです。
38	「公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の事実を指定し、又はその隠蔽を目的として、指定してはならないこと」が記載されているのだから、取扱業務者等が上記事実の指定を発見した場合には、通報窓口に通報する責務があることを明記すべき。 【同旨16件】	第6章第3節に、取扱業務者等が不適切な指定を発見したような場合には通報窓口に通報できる旨を規定していますが、それを越えて通報義務まで課すことは取扱業務者等に過度な負担を課すことになるため適切ではないと考えます。
39	行政機関による秘密指定に法令違反の事実があれば、指定した行政機関が罰せられるという法律でなければならない。法律でそのように規定すべき。 【同旨1件】	第6章第2節に、指定の適切性に関して独立公文書管理監が検証・監察する旨を規定しているほか、第6章第3節に、不適切な指定を発見したような場合には通報窓口に通報できる旨を規定しています。
40	「事業者等から提供された情報であっても、3つの要件に該当するものであれば、行政機関の長が重要経済安保情報に指定することは妨げられない」とあるが、特定秘密の場合、事業者等から提供された情報を特定秘密にしているのは、「分析等付加価値を付加した場合」と内閣官房が説明しているところ、事業者等から提供された情報そのものを指定するのではなく、特定秘密の指定と同様の理解で間違いはないか。	重要経済安保情報の指定は3要件に基づいて判断されます。御指摘のような「分析等付加価値を付加した場合」というのは、この3要件の判断の中で考慮されるものと考えます。 なお、仮に指定する場合であっても、事業者から提供された情報を単に重要経済安保情報として指定するだけでは、契約を締結していない以上元々その情報を保有していた事業者には法の適用は及ばず、事業者が他に当該情報を提供したり、適性評価を受けていない者に当該情報を取り扱わせたりしても漏えいの罪には当たりません。

41	<p>民間が保有する情報が重要経済安保情報に指定されるのは、どのような場面を想定しているのかを示していただきたい。行政の重要経済安保情報を扱っていない民間事業者の保有する情報が、重要経済安保情報に指定されることがあるのか。</p>	<p>本制度において指定される情報は行政機関が保有しているものであることが前提です。</p> <p>なお、仮に指定する場合であっても、事業者から提供された情報を単に重要経済安保情報として指定するだけでは、契約を締結していない以上もともとその情報を保有していた事業者には法の適用は及ばず、事業者が他に当該情報を提供したり、適性評価を受けていない者に当該情報を取り扱わせたりしても漏えいの罪には当たりません。</p>
42	<p>仮に自社から提供した情報が重要経済安保情報に指定された場合、「法の規定は及ばない」とのことであるが、「同情報を自社から他社に提供してはならない」といった遵守事項があると考えられるため、具体的事例を示して説明いただきたい。</p>	<p>「法の規定が及ばない」というのは、「事業者が他に当該情報を提供したり、適性評価を受けていない者に当該情報を取り扱わせたりしても漏えいの罪には当たらない」という意味であり、例えば当該情報が当該事業者の営業秘密であるなどの理由で事業者が独自に他社への提供を禁止することは妨げられません。</p>
43	<p>多様かつ多くの機微な情報・データを行政機関に提供する事業者としては、内外情勢の変化により、事業者から行政機関に提供した情報が重要経済安保情報に指定されることに懸念がある。制度の予見可能性をいっそう高めるべく、「事業者等から提供された情報」のうち、指定対象とならないものは明確化頂きたい。例えば、「業法等に基づき、許認可を得るために行政機関に提出した情報は重要経済安保情報指定の対象とならない」等を明文化頂きたい。</p>	<p>事業者から提供された情報を単に重要経済安保情報として指定するだけでは、契約を締結していない以上元々その情報を保有していた事業者には法の適用は及ばず、事業者が他に当該情報を提供したり、適性評価を受けていない者に当該情報を取り扱わせたりしても漏えいの罪には当たりません。</p>
44	<p>事業者が元から持っている情報が、政府に提出したというだけで規制の対象になるのであれば、政府への情報開示への強いディスインセンティブとなる可能性がある。重要経済安保情報とは、あくまで政府等から受領又は政府等のために受領した情報を言うのであって、事業者等が元から持っている情報や、元から持っている事業者等から適法に受領した情報はこれに当たらないことを明確にすべき。</p>	<p>重要経済安保情報の指定は3要件に基づいて判断されます。御指摘のような3要件以外の要件を定めるのは困難です。</p> <p>一方で、事業者から提供された情報を単に重要経済安保情報として指定するだけでは、契約を締結していない以上元々その情報を保有していた事業者には法の適用は及ばず、事業者が他に当該情報を提供したり、適性評価を受けていない者に当該情報を取り扱わせたりしても漏えいの罪には当たりません。</p>

45	重要経済安保情報管理者について、具体的にどのような者が指名されることとなるのか例示すべき。	行政機関の長以外の当該行政機関の職員のうちから、官房、局、部若しくは委員会の事務局若しくは事務総局長、施設等機関の長、特別の機関の長、地方支分部局長又はこれらに準ずる者と規定しています。
46	特定秘密保護法の運用基準では、「指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定める」とし、期間設定の具体例を挙げている他、「行政機関の長は、指定の有効期間の基準を定めることが可能な情報についてはこれを定めるなどにより、統一的な運用を図るものとする」と、行政機関による恣意的な期間設定を抑制する定めが盛り込まれている。一方、本運用基準においては、「経済安全保障を巡る情勢変化の速さを勘案して、適切であると考えられる期間を定める」とされているのみ。いたずらに長い有効期間が設定されることで、人々の知る権利の侵害が起きないように、本運用基準においても特定秘密保護法運用基準と同様の定めをすべき。	行政機関の長は、当初の有効期間の設定にかかわらず、職員に重要経済安保情報の指定の理由を年1回以上定期的に点検させ、指定の要件を満たしていないと認めたときには、速やかに指定を解除するものとしています。これにより、重要経済安保情報がいたずらに長期間に渡り指定されることは防止できるものと考えます。
47	秘密の指定保護期間を定めて運用することが考慮されているとは言い難い。半永久的に秘密指定するのではなく、解除に関する定め・指針を置く必要がある。解除後は公開され、公文書館・国会図書館に移管されるべき。	重要経済安保情報の指定に当たっては5年を限度に有効期間を定め、行政機関の長は、当初の有効期間の設定にかかわらず、職員に重要経済安保情報の指定の理由を年1回以上定期的に点検させ、指定の要件を満たしていないと認めたときには、速やかに指定を解除するものとしており、半永久的に秘密指定されるといった御指摘は当たらないと考えます。また、指定が解除された文書は、公文書管理法に基づき、廃棄するか国立公文書館等に移管されます。
48	文書等に重要経済安保情報の表示をすることになっているが、民間が保有する重要経済安保情報についても表示が求められるのか明確にしたい。また、その場合、民間が保有する重要経済安保情報についても表示が必要であること、および表示の仕方を示していただきたい。	行政機関から提供された重要経済安保情報だけではなく、民間事業者が作成した重要経済安保情報文書等についても「重要経済安保情報」の表示をすることが必要であり、そのための手続などは、適合事業者の認定のために、事業者が規程を定める必要があります。なお、規程のひな型については今後決めていきます。

49	<p>特定秘密保護法では、抽象的・包括的に秘密指定がされており、そのために秘密指定が拡大して歯止めがない。米国の制度などを参考にして、抽象的・包括的に指定を行うことを禁止すること、文書単位で具体的に指定を行うべきことを明記すべき。 【同旨20件】</p>	<p>重要経済安保情報の指定の手續において、重要経済安保情報指定書の作成の際に、他の情報と区別することができるように指定にかかる記述をできる限り具体化すること等により指定の範囲が明確になるように記するものとしています。また、重要経済安保情報の指定はあくまで情報に対して行われるものであり、その情報が記載された文書の管理については、公文書管理法等に基づき適切に管理されることとなります。</p>
50	<p>秘密の指定範囲が曖昧で恣意的に拡大される懸念があるため、具体的に文書で指定することが必要。指定した情報はすべて国立公文書館で保管し、恣意的な廃棄を防ぎ、後で検証できるようにすることが重要。 【同旨2件】</p>	<p>重要経済安保情報の指定はあくまで情報に対して行われるものです。指定が解除され重要経済安保情報であった情報が記録された行政文書は、内閣府独立公文書管理監の検証・監察を経たうえで、公文書管理法により、廃棄するに当たっては、内閣総理大臣の同意が必要とされており、恣意的な文書廃棄を防ぐ仕組みになっています。</p>
51	<p>「重要経済安保情報指定書を重要経済安保情報として取り扱うことを要しないようにしなければならない」とあるが、重要経済安保情報の存在自体は適性評価を経なくても知りえるという理解で良いか。これを踏まえ、適合事業者における情報の取扱いに関し、重要経済安保情報の内容については適性評価を経ている者のみが知りえる一方で、重要経済安保情報の提供を受けていること自体を適合事業者内において知りえる範囲を制限しなくてよいのか。</p>	<p>重要経済安保情報を指定するに当たっては、指定書を作成するなど各行政機関で所要の決裁手續を経る必要がありますが、決裁経路の者が必ずしも適性評価を得ているとも限らないためそのように記載しているものです。当該規定をもってして、適性評価を経ない者が誰でも重要経済安保情報の存在を知り得ることを積極的に是認するものではありません。</p> <p>その上で、事業者との関係においては、適合事業者に認定する前段階で行政機関からの情報提供があり、その際、提供される重要経済安保情報の概要やその性質を提供することになりますが、こうした情報であっても保全のために守秘義務契約を締結することができる旨を規定していることから、必ずしも適性評価を経ている者のみに限定する必要はありませんが、知る必要がある者に限るなど、知り得る範囲は限定的であるべきと考えます。</p>

52	<p>各行政機関の長は、重要経済安保情報を適切に保護するため、保護規程を定めることになっている。新制度においては、一つの適合事業者が、複数の行政機関から重要経済安保情報の提供を受ける可能性があることから、各行政機関が定める保護規程についても出来る限り統一すべき。とりわけ、教育や廃棄の規定については、要件(教育の実施の方法、頻度、時間、使用資料、廃棄の方法等)を具体化し、各行政機関における扱いを統一することが求められる。</p> <p>【同旨1件】</p>	<p>御指摘を踏まえて、各行政機関の保護規程の内容の統一化に努めていきます。</p>
53	<p>各省庁間で情報セキュリティ要件が異なると、コンプライアンスが複雑になるとともに民間事業者のコストが上昇し、それらの企業がセキュリティ・クリアランスを取得する意欲が実質的に削がれることになる。経済安保推進法の先例に倣い、日本政府は、省庁間で統一された情報セキュリティ要件を策定すべき。</p> <p>【同旨1件】</p>	<p>重要経済安保情報を適切に保護するため、各行政機関が保護規程を定めることとなっています。御指摘を踏まえて、各行政機関の保護規程の内容の統一化に努めていきます。</p>
54	<p>重要経済安保情報の基準が不明確で何が秘密かわからない。特定秘密保護法とのシームレスな運用をいうが、「何が特定秘密なのかわからない」という欠陥がシームレスに引き継がれてしまっており、罪刑法定主義に悖る。</p>	<p>本運用基準において、重要経済安保情報の指定の3要件の詳細を規定しています。</p> <p>また、罪刑法定主義とは、一般的に、ある行為を犯罪として処罰するためには、その行為の実行以前に法律でその行為が定められ、かつ、科される刑罰の種類と量が定められていなければならないとするものです。本法により罰則の対象となる行為は、重要経済安保情報として指定された情報の漏えい行為及び不正取得行為であることは明確であり、御指摘は当たらないと考えます。</p>
55	<p>特秘法とシームレスに運用するということで、多くの点で特秘法の運用基準を取り入れたものとなっており、なにが特定秘密なのか基準が不明であったように、重要経済秘密情報の基準が不明確で恣意的解釈が可能。政府が、市民の知る権利を奪い、不都合な情報を隠蔽しやすい建付けとなっている。</p>	<p>重要経済安保情報の指定の3要件については、第2章第1節に規定しています。要件に該当しないものは指定してはならない旨も定めており、恣意的に解釈が可能との御指摘は当たらないと考えます。</p>

56	<p>一般市民でも、何かの拍子に冤罪に巻き込まれるやもしれないと不安に感じている。秘密指定については、何がどう理由で秘密とされなければならないのかを明確にし、具体的に個別提示すれば、国民も分かりやすく、安心できるのではないかと。抽象的な表現での指定は避けるべき。</p>	<p>重要経済安保情報として指定された情報は、識別が可能となるよう、文書等にその旨を表示することになります。漏えい等の罰則の対象となる行為は、このように識別可能な状態で、契約に基づき提供を受けた重要経済安保情報を漏えいした場合であり、このように契約に基づいて提供されていない情報を他者に伝達したとしても本法に基づく罰則は及びません。なお、重要経済安保情報の指定の3要件については、第2章第1節に規定しています。</p>
57	<p>重要経済基盤保護情報は、あまりにも広範囲であり、指定する側が恣意的に拡大解釈できてしまう。極端に言えば何でも該当する。指定を判断する側が強い絞り込みをかける動機付けに欠け、濫用を防止する実効性あるチェック機関も存在しない。国会での附帯決議が反映されているとは言い難い。 【同旨5件】</p>	<p>重要経済安保情報の指定の3要件については、第2章第1節に規定しており、要件に該当しないものは指定してはならない旨も定めていますので、恣意的に解釈が可能との御指摘は当たらないと考えます。また、第6章第2節に、内閣府独立公文書管理監が、指定の適切性を検証・監察する旨も規定されています。</p>
58	<p>重要経済安保情報の定義を明らかにあいまいにしている。これでは政府が隠したいことは何でも重要経済安保情報になる。何が重要経済安保なのか、具体的に書くべき。</p>	<p>重要経済安保情報の指定の3要件については、第2章第1節に規定しており、要件に該当しないものは指定してはならない旨も定めていますので、御指摘は当たらないと考えます。</p>
59	<p>何が秘密か、秘密指定権者以外には分からないような状況をもたらし、その状況下で一般市民を広汎かつ漠然とした罰則で縛り上げ、プライバシーの権利を侵害する身辺調査(セキュリティクリアランス)を行う憲法違反の法律であり、その瑕疵は運用基準をどのように定めても消去することはできない。</p>	<p>重要経済安保情報として指定された情報は、識別が可能となるよう、文書等にその旨を表示することになります。一般の方に漏えい等の罰則が及ぶのは、このように識別可能な状態で、契約に基づき提供を受けた重要経済安保情報を漏えいした場合であり、このように契約に基づいて提供されていない情報を他者に伝達したとしても本法に基づく罰則は及びません。なお、重要経済安保情報の指定の3要件については、第2章第1節に規定しています。</p>

60	<p>なにが重要経済安保情報かが分からない中で、重要経済安保情報であったとされてしまうと、漏洩や取得行為について5年以下の拘禁刑や500万円以下の罰金刑などを科すとされ共謀、教唆、扇動段階でも処罰するとされることから、基本的に何が犯罪であるかが無限定となってしまう、罪刑法定主義に反する。私人がごくあたりまえに知ろうとしたことなどについて犯罪とされてしまうおそれがあり、ジャーナリストなどとしても、まともに「取材」もできなくなり、国民が得られる情報が、恣意的、限定的なものになってしまうことになってしまう。 【同旨2件】</p>	<p>重要経済安保情報の指定の3要件については、第2章第1節に規定しています。重要経済安保情報として指定された情報は、識別が可能となるよう、文書等にその旨を表示することになります。一般の方に漏えい等の罰則が及ぶのは、このように識別可能な状態で、契約に基づき提供を受けた重要経済安保情報を漏えいした場合であり、このように契約に基づいて提供されていない情報を他者に伝達したとしても本法に基づく罰則は及びません。 また、罪刑法定主義とは、一般的に、ある行為を犯罪として処罰するためには、その行為の実行以前に法律でその行為が定められ、かつ、科される刑罰の種類と量が定められていなければならないとするものです。本法により罰則の対象となる行為は、重要経済安保情報として指定された情報の漏えい行為及び不正取得行為であることは明確であり、御指摘は当たらないと考えます。</p>
61	<p>重要経済安保情報の漏洩や取得行為に対して5年以下の拘禁刑や500万円以下の罰金刑が科される。問題は、定義が不明確であり、政府の裁量行為で決められることであり、取材したジャーナリストや研究者もその対象になりかねない。知る権利の弾圧にもなりかねない。抜本の見直しを求める。 【同旨2件】</p>	<p>重要経済安保情報として指定された情報は、識別が可能となるよう、文書等にその旨を表示することになります。一般の方に漏えい等の罰則が及ぶのは、このように識別可能な状態で、契約に基づき提供を受けた重要経済安保情報を漏えいした場合であり、このように契約に基づいて提供されていない情報を他者に伝達したとしても本法に基づく罰則は及びません。なお、重要経済安保情報の指定の3要件については、第2章第1節に規定しています。</p>
62	<p>重要経済安保情報の範囲が曖昧で、行政機関の長によって指定の範囲がまちまちになることが想定される。重要経済安保情報の指定が適切かどうかの判断はどのように行われるのか。行政機関によって指定される情報の重複や齟齬に関する調整はどのように行われるのか。指定される重要経済安保情報のバラつきが調整されないと、事業者はとも混乱する。</p>	<p>重要経済安保情報の指定は各行政機関が行いますが、その際の考え方が統一されるよう本運用基準においてその要件の詳細を規定しています。また、重要経済安保情報保護活用委員会により行政機関の運用の統一化に努めるとともに、指定の適切性については、内閣府独立公文書管理監が、独立した立場から、検証・監察することになります。 なお、事業者重要経済安保情報を提供する際には、適合事業者認定する前に、事業者としてその要否を十分に検討できるよう、情報提供することも本運用基準に規定しています。</p>

63	<p>コンフィデンシャル級の秘密情報指定の範囲が不明確であり、その必要性もないので、この基準案は反対であり、大幅に見直しすべきである。更に「特定秘密保護法の秘密情報とシームレス」と答弁しており、その境界線の基準が不明確で恣意的に運用される建付けとなっている。</p>	<p>重要経済安保情報の指定の3要件については、第2章第1節に規定しており、特定秘密に該当するものは重要経済安保情報から除外されることは本法により規定しているため、御指摘は当たらないと考えます。</p>
64	<p>特定秘密保護法の対象を運用で拡大するという点について、政府は、漏えいによって安全保障に「著しい支障」がある経済安保情報については、特定秘密保護法が適用されると説明している。法改正ではなく運用で特定秘密を経済情報分野について拡大するというのは歯止めが効かず、この点においてもえん罪の温床となる。 【同旨1件】</p>	<p>本法又は本運用基準は、特定秘密保護法を変えるものではないため、特定秘密の範囲が広がるという御指摘は当たらないと考えます。</p>
65	<p>重要経済安保情報からは、特別防衛秘密及び特定秘密に該当するものは除かれるとされているが、今までよりはるかに広いものが経済安保の対象とされるおそれがあり、その対象が飛躍的拡大がされるということになってしまうものである。特定秘密保護法の対象を運用で拡大していることになってしまう。 【同旨1件】</p>	<p>本法又は本運用基準は、特定秘密保護法を変えるものではないため、特定秘密の対象を拡大するという御指摘は当たらないと考えます。</p>

66	<p>特定秘密保護法と重要経済安保情報保護法の「安全保障」という言葉の意味は、実際は異なっている。</p> <p>特定秘密保護法第1条は、「安全保障」について、「国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障すること」と定義しており、国民の生命や経済・社会秩序は害されないが、国民生活や経済活動が害される場合については、「安全保障」の問題ではないことになる。</p> <p>他方、重要経済安保情報保護法においては、第1条で、「安全保障」について、「外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することをいう」としており、「国の存立に関わる」という文言は別として、秘密保護法と同じ定義を使っているが、第2条で国民生活や経済活動を重要経済基盤の定義に使っており、特定秘密保護法とは異なり、国民の生命だけではなく、国民生活や経済活動が害されるような場面も「安全保障」の問題と捉えているように思われる。政府において、半導体のサプライチェーンの問題は、「安全保障」の問題として捉えていることが明らかであるにもかかわらず、政府はあたかも両法における「安全保障」という言葉が同じ意味であるかのような前提に立ち、重要経済基盤保護情報のうち、その漏洩が安全保障に著しい影響を与えるものが全て特定秘密に該当するかのような説明をしている。しかし、特定秘密保護法の運用基準で、そのような前提での解説をするとすると、法律の文言、従来解釈とも矛盾し、かつ、罪刑法定主義の趣旨にも反するおそれがある。特定秘密保護法の運用基準において、特定秘密保護法の文言や従来解釈を逸脱した記載は厳に慎むべき。</p>	<p>本法又は本運用基準は、特定秘密保護法を変えるものではないため、御指摘は当たらないと考えます。</p>
67	<p>特定秘密保護法の対象を法改正ではなく、運用で経済情報分野について拡大することに危惧を覚える。具体的には、広範な民間人が適性評価(身辺調査)の対象となり、本人だけでなく、家族や同居人も調査の対象となることに恐れを感じている。</p>	<p>本法又は本運用基準は、特定秘密保護法を変えるものではないため、御指摘は当たらないと考えます。</p>
68	<p>重要経済安保情報は具体的に文書で指定してもらわないと、治安維持法のような感じだ。</p>	<p>重要経済安保情報として指定された情報は、識別が可能となるよう、文書等にその旨を表示することになりますので御指摘は当たらないと考えます。</p>

69	<p>指定の解除や一部解除は、いずれも行政機関起点での指定解除の措置になるが、セキュリティクリアランスを取得した個人および事業者からの情報提供による解除のプロセスはあるか。サイバーセキュリティに関する情報の更新頻度は非常に早く、1年単位の点検ではスピード的に追いつかない可能性がある。民間側からの国内外の動向に関する情報を起点として、臨時の点検につなげるプロセスがあった方が、不必要な事故や疑義が生じることが無いように思う。</p>	<p>本運用基準において、必要があると認めるときは臨時に点検し、その結果を踏まえて速やかに指定を解除するということを規定していますので、御指摘のような外部の方からの情報提供をきっかけに、臨時に点検し、解除を行うことは想定されます。</p>
70	<p>指定の有効期間が30年を超える場合と25年を超える場合については国立公文書館に移管することに関する記載があるが、それ以外はない。指定の有効期間の長短にかかわらず、恣意的な文書廃棄を防止するために、すべて国立公文書館に移管することを明記すべき。 【同旨17件】</p>	<p>指定が解除され重要経済安保情報であった情報が記録された行政文書は、内閣府独立公文書管理監の検証・監察を経たうえで、公文書管理法により、廃棄するにあたっては、内閣総理大臣の同意が必要とされており、恣意的な文書廃棄を防ぐ仕組みになっています。</p>
71	<p>指定の有効期間満了後に内閣総理大臣の同意を得て廃棄される情報もあるようだが、アメリカの制度と同様に一定期間経過後は漏れなく公開することを明示すべき。 【同旨1件】</p>	<p>指定の有効期間満了後に、公文書管理法に基づき、歴史的資料として重要であるものは、国立公文書館等に移管されるものであり、移管された文書については国の安全が害されるおそれがある情報等が記録されている場合などを除いて、国立公文書館等で利用することが可能である。</p>
72	<p>基本的人権の尊重を謳ってはいるが、基本的人権が不当に侵害されることの防止、侵害された場合の救済の規定が薄弱であり、人権侵害した者(違反者)への罰則規定もない。これでは、「基本的人権を不当に侵害することのないようにしなければならない」ということは空文句にしかない。</p>	<p>基本的人権を不当に侵害することのないよう第4章第2節以下で具体的な手続などを規定しています。</p>
73	<p>「適性評価に関わる者は、そのプライバシーの保護に十分に配慮し、評価対象者の選定に当たっては～」という記述は、「配慮し」という連用形の表現から「プライバシーへの配慮のために評価対象者を限定する」と解すことができしてしまう。実際の適性評価時におけるプライバシーの保護を十分に担保するためには、当該部分の表現を「したがって、適性評価に関わる者は、そのプライバシーの保護に十分に配慮しなければならない。また、評価対象者の選定に当たっては、過不足なく必要な者に範囲を限って行うようにしなければならない。」と2文に分割するのが望ましい。</p>	<p>必要もない者に適性評価を行おうとすることは、重要経済安保情報の保護の観点のみならず、プライバシー保護の観点からも避けるべきことであると考えているため、原案の表現が適切であると考えます。</p>

74	<p>適性評価調査において調査事項に関係しない評価対象者の思想、信条及び信教並びに政治活動、市民活動及び労働組合の活動について調査しないこと、また、調査の過程で調査事項に関係しない情報を取得した場合には、これを記録しないこと、をそれぞれ明記すべき。 【同旨3件】</p>	御指摘の点は、第4章第1節3に明記しています。
75	<p>運用基準では、法で定めた7つの調査事項以外の調査は禁止とされているが、思想信条に関する事項への調査がされないよう法律でそれを明示すべき。</p>	御指摘の点は、第4章第1節3に明記しています。
76	<p>評価対象者の思想、信条及び信教並びに適法な政治活動、市民活動及び労働組合の活動について調査してはならないとのことだが、評価対象者の人格や思想の根幹を決定、表現する部分について調査しなければ、情報漏洩するリスクを軽減できないため、評価対象者の活動については徹底して調査すべき。</p>	適性評価の調査事項は、本法第12条第2項各号に掲げる事項に限定されており、当該事項以外について調査することを禁止することが第4章第1節3に明記されています。
77	<p>「適性評価調査実施責任者」なる者が対象者の調査を行うとされるが、具体的にはどのような者が適性評価調査実施責任者になるのかを例示するべきである。</p>	各行政機関の官房長、局長又はこれらに準ずる者と第4章第2節1に規定しています。
78	<p>行政機関の長が指名する、重要経済安保情報管理者、適性評価実施責任者、適性評価調査実施責任者及び苦情処理責任者については、管理者・責任者の全部又は一部を同一の職員が兼務してもよいのか。そうであれば、「兼務を妨げない」旨を明記する必要があるのではないのか。もしくは、原則として、重複しないように指名するという運用を目指すのか。そうであればその旨を明記する必要があるのではないのか。</p>	兼務することは可能です。本運用基準においても、兼務を妨げる趣旨の記載は含まれないところ、原案どおりとさせていただきます。
79	<p>適性評価実施担当者、適性評価調査実施担当者及び苦情処理担当者（苦情申出者に係る適性評価のための調査に直接従事した職員を除く）については、これらの全部又は一部を同一の職員が兼務してもよいのか。</p>	御理解のとおりです。

80	<p>適合事業者が重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせようとする従業者の人選に関しては、業務内容、業務体制等に応じて、人数を含めて適合事業者の裁量で行えると考えてよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。なお、適性評価が実施されるのは、行政機関により、取扱いの業務が見込まれると認められた場合になります。</p>
81	<p>適性評価対象者としては、海外共同案件への参加を目指す企業ということ、重要経済安保情報にふれる、その蓋然性が認められる状況にあればということ、その対象が広くなりすぎる恐れがある。 【同旨1件】</p>	<p>評価対象者は、行政機関が提供しようとする重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことが見込まれる者等に限定されています。また、適合事業者の従業者については、適性評価の候補者名簿に掲載されるに当たり、本人からの同意を取得することとされています。</p>
82	<p>「重要経済安保情報の取扱いの業務」とは、例えば、重要経済安保情報を記録させた、電子媒体を運搬、保管等をする者ではあるものの、電子媒体に記録された重要経済安保情報の内容については一切、認知、関与、加工しないものでも含まれるのかを明確にしていきたい。</p>	<p>「重要経済安保情報の取扱いの業務」を行う者とは、重要経済安保情報の内容を知ることとなる者を指しており、そうでない者を含むものではありません。</p>
83	<p>適合事業者との委任契約等により適合事業者の特定の業務に従事する弁護士、公認会計士、弁理士、医師、大学教員等は、適合事業者と雇用関係になく、指揮命令を受ける関係にもないと考えられるが、これらの者も適合事業者の業務に従事する限りにおいて、適合事業者の従業者として適性評価の対象とし得るのか伺いたい。</p>	<p>御指摘のような、雇用関係にもなく、指揮命令を受ける関係にもない者は、適合事業者の従業者ではないと想定されますので、それぞれの所属先として別途適合事業者として認定される必要があり、当該別途の適合事業者の従業者として適性評価を得ていただく必要があります。</p>
84	<p>労働者派遣法に従えば、名簿掲載にあたって評価対象者である派遣労働者から同意を取得する主体は、適合事業者ではなく、派遣元会社であるほうが、より適法ではないか。</p>	<p>名簿掲載に当たっての同意を評価対象者から取得する手続きは、一義的には行政機関との契約の相手方である適合事業者が行うべきとの観点から、原案が適切であると考えています。 なお、派遣労働者を重要経済安保情報を取扱う業務に従事させる場合の手続きについては、今後定めるガイドライン等において明確にしていきます。</p>
85	<p>労働者派遣法に従えば、重要経済安保情報管理者からの派遣労働者に関する各種通知は、直接適合事業者にするのではなく、派遣元会社経由であるほうが、より適法ではないか。</p>	<p>重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律及び本運用基準において、行政機関の長から各種通知を受けた適合事業者は、行政機関との契約に基づき、派遣元事業主に対して各種の通知をすることになっていますので、原案が適切であると考えています。</p>

86	<p>「当該従業者が派遣労働者であるときは重要経済安保情報管理者は当該通知の内容を当該従業者を雇用する事業主に通知するよう当該適合事業者を求める」とあるが、当該従業員が同一企業グループ内からの出向者及びそれ以外の企業からの出向者の場合の取り扱いについても派遣社員と同様なのか。</p>	<p>出向の態様は様々であると想定されるため、一概に示すことは困難ですが、雇用関係にもなく、指揮命令を受ける関係にもないような適合事業者の従業者とは想定されない者については、それぞれの所属先として別途適合事業者として認定される必要があり、当該別途の適合事業者の従業者として適性評価を得ていただく必要があります。</p>
87	<p>適合事業者から情報が提出された従業者について、適性評価実施責任者が名簿に記載しないのはどのような場合か。名簿に記載しない者がある場合の適合事業者への通知では、記載しない理由も通知されるのか。</p>	<p>適合事業者として重要経済安保情報の取扱いの業務を「行わせようとする者」であっても、行政機関としてその取扱いの業務が「見込まれない」と判断した場合にはなります。なお、名簿に記載又は記録しない者がある場合の適合事業者への通知の様式等については、今後検討してまいります。</p>
88	<p>重要経済安保情報の取扱者となった場合、恒常的・日常的に上司・使用者の監視下に置かれることになる。同意の時点で、こうしたことの息苦しさまで想像した上での真意からの同意ができるのであろうか、大いに疑問。</p>	<p>評価対象者には、別添1により、適性があると認められた後も事情変更に関しては報告が求められるといったことまで含めて、事前に説明した上で、同意をいただくことになっています。 なお、適合事業者も、行政機関との契約において、こうした事情変更に関して報告することになってはいますが、あくまでも、こうした事情変更を認めた場合に報告するというものであり、恒常的・日常的に監視下に置くといったことは求めていません。</p>
89	<p>適性評価にあたって、家族等については同意は条件にはなっていない。本人の意思＝家族の意思ではなく、家族個々人にとってはその意思が無視されているのは基本的な人権の侵害となるのではないか。</p>	<p>質問票は公表されるため、同意を取得する時には家族及び同居人について調査が及ぶことは明確になっており、その旨も含めて評価対象者にあらかじめ告知し、同意を得ることとしていることから問題ないと考えます。</p>
90	<p>評価対象者の家族・同居人等の個人情報も評価対象者が提供することになるので、本来は家族・同居人等一人一人の同意も得るべき。せめて、評価対象者に、質問票の記入に当たっては記入の対象となる家族・同居人等からも同意を得ることが望ましい旨を周知し、質問票の記入欄に同意を得たかどうかのチェックボックスを加えるなど、評価対象者の家族・同居人等の自己情報コントロール権に配慮した制度設計にすべき。</p>	<p>質問票は公表されるため、同意を取得する時には家族及び同居人について調査が及ぶことは明確になっており、その旨も含めて評価対象者にあらかじめ告知し、同意を得ることとしていることから問題ないと考えます。</p>

91	内閣府の適性評価調査実施機関の人員配置について明らかにされたい。	現在、法の施行に向けて体制整備を進めているところです。
92	適性評価において戸籍の提出・使用を求めるのは、差別につながるため絶対にやめるべき。戸籍は個人情報であり、第三者が安易に知ることがあってはならない。結婚差別や就職差別で企業や私人などが探偵などを使い、戸籍情報を入手して差別が行われた結果、自殺者が出たという事案もあり、マイノリティにとっては命に関わる問題。戸籍情報の使用そのものを止めるべき。	適性評価調査において収集した情報については、行政機関において適性評価の実施に関する事務に関する職員のみが取り扱うこととしており、適合事業者も含めて一切行政機関の外部に提供することはありません。また、そもそも差別があってはならないことは当然ですが、目的外利用が禁止されていることから、行政内部においても御指摘のような問題は生じないものと考えます。
93	国会での法案審議で、「重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項」との関係で、性的動向まで調査対象になるとの拡大解釈の余地があるかのような発言があった。家族等を含め広範な市民の人権・プライバシー侵害等が懸念され、調査事項の範囲が恣意的に拡大されかねない。重要経済基盤毀損活動との関係について、拡大解釈が許されないことを明記すべき。 【同旨15件】	御指摘の答弁は、「現に存在し又は過去に存在した性的な交友関係を契機に外国の情報機関などから重要経済安保情報の漏えいの働きかけをすることは、重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項に該当し得る」といった内容であり、調査の内容が恣意的に拡大しているとの御指摘は当たらないと考えます。
94	主に外国勢力によるあらゆる賄賂(金銭や金目の物を貰う等)の防止及び対策と、色仕掛け(所謂ハニートラップ)の対策を盛り込んで欲しい。	「現に存在し又は過去に存在した性的な交友関係を契機に外国の情報機関などから重要経済安保情報の漏えいの働きかけをすること」か否かといったことであれば、重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項に該当し得るため、調査の対象であると考えます。
95	重要経済基盤毀損活動に拡大解釈の余地が大きく、例えば重要インフラを担う労働者がストライキを行った場合等も該当し得る。「評価対象者の思想、信条及び信教並びに適法な政治活動、市民活動及び労働組合の活動について調査してはならない」と定めても、重要経済基盤毀損活動に該当すると主張すれば、労働組合活動等も調査可能になる。重要経済基盤毀損活動の定義を運用基準で厳格化し、労働組合運動その他市民運動は該当しない旨を明示すべき。	本法において、重要経済基盤毀損活動とは、「重要経済基盤に関する公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、重要経済基盤に関して我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの並びに重要経済基盤に支障を生じさせるための活動であって、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人を当該主義主張に従わせ、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で行われるもの」と定義しており、御指摘のような適法な活動が、これに当たることはありません。

96	<p>法12条第2項1号「重要経済基盤毀損活動」には「政治上その他の主義主張に基づき」との項目があり、評価対象者の内心・思想信条に踏み込んで調査することが前提になっている。このことにおいて、基本的な人権の侵害、憲法違反の誹りを免れないのではないか。</p>	<p>調査対象者の思想、信条を調査してはならないことは第4章第1節3に明記しています。</p>
97	<p>次のような行為は、「情報の取扱いに係る非違行為」に当たるという理解でよいか。  (1)入札を予定した契約案件について、当該案件への応札予定業者に他の応札予定業者名等不必要な情報を漏らすこと。  (2)情報端末を紛失したにもかかわらず、情報セキュリティ部門への通報が遅れること。</p>	<p>「文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、懲戒処分を受けたり、懲戒処分には至らない内部規則等に基づく指導監督上の措置(訓告、厳重注意等)を受けたりしたことがありますか。」と記載されているとおりです。</p>
98	<p>適性評価の調査に際して作成される質問票への回答は適性評価調査実施責任者にのみ提出される仕組みであるところ、適合事業者が回答に記されている個人情報の中身を知ることがあるのか、その点を明確にすべき。</p>	<p>評価対象者が記入した質問票の内容を、上司その他の本来知る必要のない者の知るところとならないようにしなければならない旨が第4章第2節5(1)に規定されています。</p>
99	<p>適合事業者の従業者が評価対象者の場合、適性評価調査実施担当者は、その者の「上司等」や「関係者」をどうやって把握し、選定するのか。</p>	<p>適合事業者への確認や評価対象者本人との面接の機会を通じて、評価対象者本人の職務の遂行状況等についてよく知ると認める者について把握することは可能です。</p>
100	<p>「上司、同僚」までは従業員名簿等で把握して事業者を通じて連絡することが可能であっても、「その他の知人」の名前、住所、連絡先等はどうのように把握し、どのように連絡を行うのか。このような質問を行うためには、予め調査を行う行政機関側が、評価対象者の交友関係を知ることが前提とされているのではないか。</p>	<p>評価対象者本人に面接する機会を通じて把握することは可能であり、行政機関があらかじめ交友関係を把握していることが前提となっているわけではありません。</p>
101	<p>適性評価調査実施担当者による関係者の選定方法及び連絡手段が不明確。私的な知人・取引先の関係者等に適性評価調査実施担当者が接触した場合、評価対象者が当該関係者の同意なく適性評価調査実施担当者に対して当該関係者の連絡先等の個人情報や(営業秘密としての)顧客情報を提供したとの疑念を持つ可能性がある。</p>	<p>適合事業者への確認や評価対象者本人との面接の機会を通じて、評価対象者本人の職務の遂行状況等についてよく知ると認める者について把握することは可能です。</p>

102	上司等への調査に際して適性評価調査実施担当者から上司等に対して説明される「評価対象者への質問とは別に当該調査が行われる趣旨」とは何か。	適切な適性評価調査を行うために、評価対象者への質問だけではなく、評価対象者の職務の遂行状況等についてよく知ると認める者を選定し調査を実施するという事です。
103	本制度の理解が十分ではない上司等に対して調査機関が直接アプローチした結果、社内で混乱や違反行為等が発生する可能性があることが懸念される。適合事業者が、適性評価対象者本人だけではなく、上司等に対しても本制度の趣旨を説明可能な調査プロセスとしていただきたい。	上司等に調査をするに当たっては、適性評価調査担当者から必要な説明がなされることとなります。適合事業者においても参考とできるよう今後策定していくガイドライン等でプロセス等を明確にしていきます。
104	適性評価調査実施責任者・担当者による関係者(上司・知人)への質問・照会に関するガイドラインは策定されるのか。質問・照会への拒否権や実施記録は担保されるのか。	調査票は公表されていることに加え、上司等に調査をするに当たっては適性評価調査担当者から説明がなされることになるため、策定する予定はありません。
105	上司等から提出された調査票や関係者への質問により把握した情報を評価対象者に示す場合には、調査票を提出した上司等や質問に答えた関係者の氏名も示されるのか。	評価対象者に、調査票を提出した上司等や関係者の氏名が示されることはありません。
106	上司等に対する調査や関係者に対する質問に応じるかどうかは上司等や関係者の任意なのか。また、上司等や関係者が調査や質問に応じない場合、当該評価対象者に対する適性評価はどうなるのか。	上司等や関係者が質問に応じるかは任意です。上司等や関係者が調査や質問に応じない場合でも、他の調査結果と合わせ、評価対象者の個別具体的な事情を考慮し、総合的に判断を行います。
107	上司等が調査票に記録して提出することが求められる内容について、評価対象者に確認することのないことは規定されているが、内容について正確を期するため保護責任者や人事等の社内関係者に確認することの可否については示されていない。その考え方を、運用基準あるいは別添6の調査票に記載いただきたい。	調査票において上司等が把握している事実に基づき所見をありのままに記載すればよい旨を記載しているとおり、社内での確認は求めています。
108	上司等が調査事項の真偽について、保護責任者や人事等、適合事業者内に確認を取ることを是とするか。調査票の記入者自身は、極力正確な情報で回答したいと考えることから、保護責任者や人事組織に問い合わせる場面が想定される。	調査票において上司等が把握している事実に基づき所見をありのままに記載すればよい旨を記載しているとおり、社内での確認は求めています。

109	適合事業者が適性評価実施機関に対して正確な情報として報告可能な情報は限られていることに留意いただきたい。	調査票には、上司等が把握している事実に基づき所見をありのままに記載すればよいと記載しています。
110	適性評価調査実施担当者による上司等に対する調査等について、調査を受けた上司等が、調査を受けた事実や、調査内容について守秘義務を負うか。守秘義務が課されている場合、違反した場合は罰則があるのか。	調査内容に関する法的な守秘義務はないため、回答した調査票の内容を他者に提供等した場合に罰則が及ぶことはありません。
111	評価対象者による同意や上司・関係者への質問について、上司や知人も照会対象だが、照会を受けたこと自体の秘密保持などが明記されておらず、照会に係る情報保全が不十分ではないか。また、本人に確認しないようにすると書いてあるが、本人以外に聞くことはよいのか。	調査内容に関する法的な守秘義務はありませんが、調査に際しては、適性評価における調査の趣旨を説明し、実効性を確保できると考えています。 また、調査票において上司等が把握している事実に基づき所見をありのままに記載すればよい旨を記載しているとおり、本人以外の方の確認は求めています。
112	関係者に対する質問等の手続、方法を示していただきたい。	調査の具体的な内容に関するものであり、明示することは差し控えます。
113	適性評価調査実施責任者は関係者への質問・照会を行うとされるが、具体的に、誰に、どのような質問・照会を行うことができるのかを明示すべき。	調査の具体的な内容に関するものであり、明示することは差し控えます。
114	会社の女性社員がプライベートなことを聞かれたり、行きつけの居酒屋の中国人従業員との交際状況を聞かれることがあるのか。酒場に行った時に話しているだけなのに、逐一役所で聞かれて、しまいにはそのことで結婚間近の女性と破談になったらどうするのか。	調査の具体的な内容に関するものであり、明示することは差し控えます。なお、調査の過程で質問や照会などするに際して、対象者が記入した質問票の内容を行政機関から当該質問先や照会先などに開示することはありません。
115	「関係者」について、「評価対象者の上司、同僚その他の知人」とされているが、適合事業者の従業者以外の者が関係者として質問等を受けることがあるのか。	例えば、転職した場合に転職前の職場の上司等が質問を受けること等が想定されます。

116	<p>適性評価調査実施担当者による関係者に対する質問等において、例えば質問票に記載された評価対象者の情報が関係者に流出しないような配慮・質問項目の制限が必要と考える。例えば評価対象者が職場の同僚等に対して、精神疾患の既往歴を開示していない場合、適性評価調査実施担当者の質問の中で評価対象者に精神疾患既往歴があると推定できるような質問を投げかけることは、調査対象者のプライバシーが十分保護できていないと考える。</p>	<p>調査の過程で質問や照会などするに際して、対象者が記入した質問票の内容を行政機関から当該質問先や照会先などに開示することはありません。</p>
117	<p>上司などから調査票を提出してもらうなどし、自身が、疑問点が生じこれを確認するために、上司や同僚その他の知人に対して質問を実施するとされ、人事管理情報の報告請求したり、対象者面接したり、公務所または公私の団体(医療機関、信用情報機関に照会して必要な報告を求める、等とされているものであり、調査事項以外の調査の禁止が徹底できるか疑問であるほか、「適性評価に関する行政庁の職員以外の者が内容に触れることがないよう確実な方法により調査実施」ができるとは考えられない。 【同旨1件】</p>	<p>調査の過程で質問や照会などをするに際して、対象者が記入した質問票の内容を行政機関から当該質問先や照会先などに開示することはありません。また、調査の過程で調査事項に関係しない情報を取得した際にはそれを記録してはならない旨も規定していますので、御指摘は当たらないと考えます。</p>
118	<p>関係者に対する質問等について、関係者からの聴取内容は伝えるべきではない。内容によっては誰の発言か特定できる可能性もあり、聴取された側は対象者との関係悪化の不安を感じて、判断における重要事項を言わない可能性もある。</p>	<p>調査の過程で質問や照会などにより得られた情報を、行政機関から調査対象者に開示することはありません。</p>
119	<p>評価対象者の同僚や上司等も適性評価を取得することになるのか。その範囲は職場任せの判断にとどまっており、基準が提示される必要。 【同旨1件】</p>	<p>適性評価は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことが見込まれる者に実施するものであり、単に評価対象者の同僚や上司であるからといって実施されるものではありません。</p>
120	<p>事業者が適性評価調査実施担当者からの求めに応じて評価対象者に関する人事管理情報等を報告する場合に、あらかじめ本人の同意を得る必要はないのか、その理由も併せて伺いたい。</p>	<p>別添2-2により、公私の団体等に照会するに当たっての同意も取得しており、この「公私の団体」の中には、人事管理情報を保有する事業者も含まれています。</p>
121	<p>評価対象者に対する面接等の手続、方法を示していただきたい。</p>	<p>調査の具体的な内容に関することであり、明示することは差し控えます。</p>

122	<p>公務所又は公私の団体への照会は、「調査のための補完的な措置として必要最小限」、「照会先の求めがあったときは同意書の写しを提示」するとの規定があるが、関係者等への質問」においても同旨の規定を設け、質問する対象者及び質問内容を真に必要な場合に限定することが望ましい。</p>	<p>運用基準第4章第2節5に、関係者への質問は、「質問票や調査票に記載され、又は記録された事項について疑問が生じ、これを確認する必要があるとき」に行う旨を明記しており、別添2-2により、関係者に質問することがある旨の同意も取得することとしています。</p>
123	<p>人事管理情報等による確認の手続、方法を示していただきたい。</p>	<p>調査の具体的な内容に関するものであり、明示することは差し控えます。</p>
124	<p>過去に評価対象者を雇用していた事業者等に対し、評価対象者に関する人事管理情報等の報告を求めることができるとされているが、人事管理情報等は、どのようなルートを通じて確認が行われるか。</p>	<p>調査の具体的な内容に関するものであり、明示することは差し控えます。</p>
125	<p>公務所又は公私の団体に対する照会など、行政機関以外の調査こそ徹底して行うべき。</p>	<p>公務所又は公私の団体に対する照会などは、質問票や調査票に記載された事項について疑問点が生じ、これを確認するなど必要があるときに行うものであり、無制限に行うものではありません。</p>
126	<p>別添1をみると、(5)精神疾患に関する事項として、「精神疾患に関し、治療やカウンセリングを受けたことがあるとの事実をもって、重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められないと直ちに判断されることはありません。必要な場合には、医療機関等に照会した上で、具体的な症状や、治療の経過、再発の可能性等を踏まえて、重要経済安保情報を漏らすおそれがないかどうか判断します」、と規定されている。これでは、対象者はおちおち医療機関等に受診することもできないし、医師に正直なことを言うこともはばかれるものであり、医師への照会もなされるということでは、基本的な患者と医師の信頼関係を保つこともできなくなる。 【同旨1件】</p>	<p>治療やカウンセリングを受けたことがあるとの事実をもって、重要経済安保情報をもらすおそれがないと認められないと直ちに判断されることはないことは運用基準にも明記しています。御指摘のような診療忌避が生じないよう、今後も制度の周知に努めていくこととしています。</p>

127	<p>評価対象者が調査に合意をしていたとしても、情報提供を求められた第三者が提供を拒むことが出来る旨を明示すべき。第213回通常国会での答弁のように、「情報提供義務はあるが、応じなくても罰則はない」というのではなく、「そもそも情報提供をするかは、照会を受けた者の自由な判断に委ねられる」とすべき。</p>	<p>本法第12条第6項の規定により、公務所等照会を受けた機関はこれに回答すべき法令上の義務が生じますので、御指摘のような追記は困難です。</p>
128	<p>「関係者」や「公私の団体」は無限定であり、拡大解釈される恐れがある。様々な個人・団体から行政機関が情報を集めることで、「監視社会」になってしまうのではないかと懸念する。情報収集の範囲がやみくもに拡大されないよう、第三者に情報の提出を求める場合は、評価対象者に誰に情報の提供を求めるのか通知し、逐次同意を得るようにすべきであるし、自己情報コントロール権の観点からいえば、評価対象者が同意しない相手から行政機関が評価対象者の個人情報を集めることは避けられるべき。</p>	<p>公務所又は公私の団体への照会は、質問票や調査票に記載された事項について疑問点が生じ、これを確認するなど必要があるときに行うものと規定しています。 また、別添2-2により照会等に当たったの同意書も別途取得することとしているため、個別に同意を得る必要はないと考えます。</p>
129	<p>「公務所」は刑法上の用語であり、評価対象者に無用な懸念を惹起させないよう、例えば、公私の団体の( )カッコ書きのように、公務所についても「官公庁その他公務員が職務を行う所」(刑法第7条から引用)等の説明を補足すべきである。 【同旨1件】</p>	<p>「公務所又は公私の団体」への照会や報告の求めは、他の行政法規にも一般的に規定されている用語であり、御懸念は生じないと考えています。</p>
130	<p>「調査を適切に実施するため必要があるときは、これらの手続の順序を入れ替えて実施することを妨げない」としているが、調査対象者からの質問票の提出と、調査対象者に対する面接等を行い、それでもなお他の情報が必要な場合のみ第三者からの情報提供を受けるべき。「関係者」や「公私の団体」からの調査は「最終手段」と捉えられるべきであり、最初から第三者からの情報提供を求めて良いと定めることは適切ではない。第三者からの情報提供を求める場合も、誰から情報の提供を受けるか逐一評価対象者に通知した上、同意を得ながら行うべき。</p>	<p>御指摘の部分は、例外として記載しているものであり、原則的には、順序を入れ替えずに実施するという事は明らかです。 また、別添2-1、別添2-2により、評価の実施に当たり、上同等の第三者に対する調査を行う旨の同意書を取得することとしているため、個別に同意を得る必要はないと考えます。</p>

131	評価対象者の「国籍」を問う内容になっているが、国籍が外国籍であることのみをもって、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められないと判断されることはないとの認識で相違ないか。	評価対象者の国籍が外国籍であることのみをもって、直ちに適性があると認められないと判断されるわけではなく、個別具体的な事情を考慮して総合的に判断されることとなります。
132	経済安全保障に関わる重要な情報を外国籍の者でも取り扱えることになっていることは本末転倒。認められない。	評価対象者の国籍が外国籍であることのみをもって、直ちに適性があると認められないと判断されるわけではなく、個別具体的な事情を考慮して総合的に判断されることとなります。
133	本人及び家族・同居人の国籍が適性評価に与える影響について、その基本的な考え方を示すべき。	評価対象者の国籍が外国籍であることのみをもって、直ちに適性があると認められないと判断されるわけではなく、個別具体的な事情を考慮して総合的に判断されることとなります。
134	評価の視点として7つ挙げられているが、これを調査・評価するとなれば、内心も含めて、相当程度評価対象者のプライバシーに踏み込まねばならなくなる。「基本的人権の尊重」に悖る。	法定の7つの調査事項以外の事項、特に調査対象者の思想、信条を調査してはならないことは第4章第1節3に明記しています。
135	評価対象者の私生活に深く立ち入り、詳細な報告を求めるものであり、法律のなかでの懸念が具体的基準のなかでより明らかとなっている。ここまでのことについて、過去のことであるとか、周りのことであるとか等を、あからさまにし、これら情報を提供しなければ、また、例えば、これらのことが漏れていたということで、報告義務違反といわれるのではないか等、その対象者としては、恐怖というほかない。 【同旨1件】	質問票には、確認できる限りの事実をできるだけ具体的に、漏れなくかつ正確に記載いただくことを求めています。仮に、記載すべき事項を記載しなかったり虚偽の記載をしたとしてもただちに「義務違反」となることはありません。ただし、こうした場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことはあり得ます。なお、評価対象者には、質問票の内容も含めて説明し、その同意を得た上でなければ適性評価の手続には入りません。
136	調査期間が長期にわたる場合の対象者へどのような配慮が必要なのかの検討がない。 【同旨1件】	第4章第2節において、適性評価の進捗状況の問い合わせに対して回答する旨を規定しているほか、結果通知までの間において、いたずらに時間を要することがないようにしなければならないことも規定しています。
137	評価対象者や適合事業者から適性評価の進捗状況の問い合わせを受けた場合には、その進捗状況を確認した上で、評価対象者に状況を伝達することになっている。適合事業者が進捗状況を確認した場合には、適合事業者にも進捗状況を伝達すべき。	適性評価調査は評価対象者に対して行われるものであるため、調査の進捗状況に関する問い合わせについても評価対象者にのみ通知するものです。

138	事業者が、クリアランスの取得に失敗した評価対象者から、その理由を聞き出してはならない旨を明記し、事業者に対する周知を徹底すべき。	法律上、適性があると認められなかった理由が本人にしか伝わらないようにしているのはプライバシーへの配慮からであり、こうした趣旨が事業者にも共有されるようガイドライン等で明確にしていきます。
139	評価対象者は理由の通知を希望しない旨の申出が出来るとされている。事業者が理由の通知を希望しない旨の申出を禁じ、適性評価の取得に失敗した労働者から、その理由を聞き出すようなことを防止する必要があるため、この申出を行う際には、事業者から承諾を得る必要がないこと、事業者はこの申出を行ったかどうかを通知する必要はないこと、事業者はこの申出を行ったか評価対象者から聞き出したり、この申出を行わないことを強要してはならないことを明示すべき。	御指摘のような趣旨が事業者にも共有されるよう、今後策定していくガイドライン等で明確にしていきます。
140	適性評価において不合格となった場合、結果的には何が不合格理由かわからない状態におかれる可能性も高い。こうした場合の精神的苦痛は計り知れない。	理由の通知は、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲で、具体的に説明することを規定しています。
141	評価対象者に対する、評価対象者が重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められないと評価された理由の通知に当たっては、本人または家族・同居人の国籍が重要な判断要因であった場合には当該事実の指摘を含む通知を行うことを確認されたい。	理由の通知は、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲で、具体的に説明することを規定しています。
142	「外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと」があれば申し出る必要があるとのことだが、その申し出があれば、不適と判断されるということか。 また、そもそも「外国籍の者と結婚しているもの、外国籍の者、外国との関係性が高いもの」は不適と判断されるということか。	配偶者の国籍については、評価対象者への外国の情報機関等の働き掛けの有無を調査するための参考とするためこれを調査することとしていますが、外国籍の者と婚姻関係にあることのみをもって、直ちに適性があると認められないと判断されるわけではなく、個別具体的な事情を考慮して総合的に判断されることとなります。
143	日本国憲法第24条は、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」するとしており、国際結婚も差別を受けないはずであるなのに、なぜ「外国籍の者との結婚」を問題視するのか。	評価対象者への外国の情報機関等の働き掛けの有無を調査するための参考とするため、適性評価の実施後の事情変更として「外国との関係に大きな変更があったこと」の一例として報告を求めているものであり、「外国籍の者との結婚」それ自体を問題視しているわけではありません。

144	<p>上司等による報告は、日本の国防や領土問題に関わる国の出身者であれば職務停止の方向で検討すべき。帰化人、外国籍の配偶者や家族ができた場合、評価対象者と同様の検査をすべき。</p>	<p>配偶者の国籍については、評価対象者への外国の情報機関等の働き掛けの有無を調査するための参考とするためこれを調査することとしていますが、外国籍の者と婚姻関係にあることのみをもって、直ちに適性があると認められないと判断されるわけではなく、個別具体的な事情を考慮して総合的に判断されることとなります。</p> <p>その際、当該対象者が、引き続き適性があると認めることについて疑いを生じさせる事情があるということを行政機関において認める場合には、当該対象者を重要経済安保情報の取扱いの業務を行わないようにすることが規定されています。</p> <p>なお、適性評価の結果を目的外で利用・提供されることは法で禁止されており、適性評価の結果、重要経済安保情報を漏らすおそれがないとは認められなかったことを理由としてその者の事業者内での一切の職務を停止することは禁止されています。</p>
145	<p>報告事項である②以降(罪を犯して検挙されたこと、懲戒処分の対象となる行為をしたこと等)は一般企業でも解雇になるような内容であるのに、再検査の選択肢が存在していることがおかしい。該当したら即時職務を停止すべき。</p>	<p>報告の結果、評価対象者が、引き続き適性があると認めることについて疑いを生じさせる事情があるということを行政機関において認める場合には、当該対象者を重要経済安保情報の取扱いの業務を行わないようにすることが規定されています。</p> <p>なお、適性評価の結果を目的外で利用・提供されることは法で禁止されており、適性評価の結果、重要経済安保情報を漏らすおそれがないとは認められなかったことを理由としてその者の事業者内での一切の職務を停止することは禁止されています。</p>
146	<p>調査項目に該当したら、ただちに情報漏洩の可能性ありと判断して職務を停止すべき。危険因子を持つ人間に対しての判断が甘すぎる。</p>	<p>報告の結果、評価対象者が、引き続き適性があると認めることについて疑いを生じさせる事情があるということを行政機関において認める場合には、当該対象者を重要経済安保情報の取扱いの業務を行わないようにすることが規定されています。</p> <p>なお、適性評価の結果を目的外で利用・提供されることは法で禁止されており、適性評価の結果、重要経済安保情報を漏らすおそれがないとは認められなかったことを理由としてその者の事業者内での一切の職務を停止することは禁止されています。</p>

147	<p>適性評価実施後の措置として、事業者は重要経済安保情報の取り扱いを行う従業者について、外国籍の者と結婚した、或いは犯罪・規則違反を行った等の事情が発生した場合、重要経済安保情報管理者に報告する旨が定められている。しかし、適性評価に際してこうした事情を調査するのは適性評価調査実施担当者のみであり、事業者自らが個人情報を集めてはならない。適性評価実施後の報告義務を理由に、事業者が従業者の個人情報を収集することがないようにすべき。</p>	<p>適合事業者も、行政機関との契約において、こうした事情変更に関して報告することになっていますが、あくまでも、こうした事情変更を認めた場合に報告するというものであり、常時個人情報を収集することまで求めているものではありません。</p>
148	<p>適性評価後の事情変更は、本人からの自己申告制となっているが、うっかりした申告忘れもある。そうしたチェックと称して、適性評価の取得者を常時監視するシステムが作動する危険を回避する手立てが必要。 【同旨1件】</p>	<p>適性評価後の事情変更の報告は、本人だけではなく事業者からも行っていただきますが、あくまでも、こうした事情変更を事業者として認めた場合に報告するというものであり、対象者を「常時監視する」といったことまで求めているものではありません。</p>
149	<p>内閣府が、膨大な調査対象者の個人情報や企業の営業秘密にまで踏み込む各種情報を一手に集約することは前代未聞で、情報管理や目的外利用の禁止が厳に担保されなければならない、掛け声だけに終わらせない手当が必要。 【同旨1件】</p>	<p>内閣府としても、本法第16条や個人情報保護法第66条の規定に基づき、厳格な管理に努めていきます。</p>
150	<p>調査対象者、関係者が安心して調査に協力できる環境を整備するため、個人情報保護法等の関連法令との整合性を運用基準において明確化していただきたい。</p>	<p>行政機関において個人情報保護法第66条の規定に基づき管理する必要がある旨、適合事業者において同様の管理が行われるよう契約で定める旨等を第4章第4節に規定しています。</p>
151	<p>行政機関が適性評価に関する個人情報を個人情報保護法やサイバーセキュリティ対策基準等に基づき適切に管理しているが、具体的にどのように管理するのかを明示すべき。</p>	<p>個人情報保護法第66条の規定、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群等に基づき適切に管理します。</p>

152	<p>文書等の保存期間について、評価対象者が評価に不同意の申出、又は同意の取下書の提出を行った場合は、自身やその家族・同居人等の個人情報行政機関等に収集されることを拒否したことを意味するため、速やかに評価に係る文書を廃棄すべき。「書面が提出された日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年が経過するまでの期間保存する」との定めには合理性がない。</p>	<p>不同意の申出や同意の取下書の提出があった場合であっても、行政機関として苦情に対応する必要があることから、一定期間である3年間保存することには合理性があると考えます。</p>
153	<p>適性評価調査の結果得られた情報、とりわけ「重要経済基盤毀損活動」に関する情報は、犯罪捜査や市民活動の探索等に流用されてはならない。重要経済安保情報の保護が目的だと言え、犯罪捜査等に利用される余地が残っているのではないか。適性評価調査に際して集めた情報の目的外利用は、厳禁されなければならない。</p>	<p>適性評価調査によって収集される個人情報は、調査を行う内閣府と内閣府に調査を依頼した適性評価の実施主体である行政機関以外には共有されません。捜査当局などがこのような個人情報に触れる場合というのは、自ら重要経済安保情報を保有していて、しかもこれを適合事業者を利用させる必要があるというような場合に限られます。その上で、そのような限られた場合においても、適性評価において収集された個人情報は、適性評価の判定や再度の適性評価実施の判断といった重要経済安保情報の保護に関する目的以外に用いてはならず、重要経済安保情報の保護を口実にほかの調査などに流用することが許容されるものではありません。</p>
154	<p>「適合事業者等における個人情報等の管理」について、「第4章第4節第1項(2)②イに準じて」とあるが、適合事業者においては、漏らすおそれがないと認められた旨の通知に関わる文書等の保存期間は10年間であるが、認められなかった場合の保存期間は1年未満という理解で正しいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
155	<p>適合事業者が提出する従業員の適性評価対象者名簿に記載することを拒否する従業員に、その理由を問わないこと、そのことで労働契約違反のないこと、不利益を受けない措置が徹底されることが必要。 【同旨1件】</p>	<p>名簿掲載を拒否した者に対しても目的外利用の禁止が及ぶことを本運用基準第4章第4節3に明記しており、その理由が問われないことは今後ガイドライン等で示して行く予定です。 また、そのための担保措置として、目的外利用の禁止を適合事業者との契約で定め、そのおそれがあった場合には相談窓口で相談できることなどを第4章第6節及び第5章第1節4に規定しています。</p>

156	「評価対象者が重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められると評価された場合」について、通知を受けた本人は適性評価によりクリアランスを取得したという事実を社内共有することは可能か。	法律上禁止されていることではありませんが、重要経済安保情報を取り扱うこととなる可能性が高い以上、外国政府等による諜報活動の標的となることが考えられ、情報保全の観点から慎重であるべきとの考えもあるため留意が必要であると考えます。
157	適合事業者が、従業員について適性評価が実施された事実や適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得した個人情報を当該従業員の人事管理情報を記録する「人事記録」に記載することは、当該個人情報を重要経済安保情報の保護以外の目的に利用することにはならないのか。	「人事記録」に記載することが、適性評価を受けていない者が重要経済安保情報を取り扱わないようにする措置を講じる上で必要があるなど重要経済安保情報の保護のための行為であれば、目的外利用には当たりません。
158	ある従業員が適性評価により重要経済安保情報を漏らすおそれがないと評価された事実は、適合事業者の内部でどのような範囲で共有して差し支えないのか。当該従業員の上司等以外の者が知ることがないように情報を管理する必要があるのか。	適性評価の結果は、適合事業者には通知されますが、その趣旨は適合事業者における重要経済安保情報の取扱いの業務を適切に遂行いただくためです。そのため、社内で共有するのは、そのために必要な最低限の範囲に留めるべきと考えます。
159	結果の通知を受けた適合事業者は、誰が適性評価で認められたかという事実を社内共有することは可能か。	適性評価の結果は、適合事業者には通知されますが、その趣旨は適合事業者における重要経済安保情報の取扱いの業務を適切に遂行いただくためです。そのため、社内で共有するのは、そのために必要な最低限の範囲に留めるべきと考えます。
160	上司も質問・照会の対象であるため、クリアランスを取得したかどうかを知ることができる可能性がある(適合事業者としての責任者や管理者の可能性)。人事評価等において、当適性評価結果を排除して評価できるかが懸念される。	適性評価の結果は、適合事業者には通知されますが、その趣旨は適合事業者における重要経済安保情報の取扱いの業務を適切に遂行いただくためです。重要経済安保情報の取扱いに関するものを超えた一般的な人事評価等において適性評価の結果等を参照する行為は、目的外利用に当たります。

161	<p>適合事業者が、適性評価により重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められないと評価された従業者を、重要経済安保情報を取り扱わない部署に配置転換したり、従事する業務を重要経済安保情報を取り扱わない業務に変更したりすることは、適性評価の実施に当たって取得した個人情報重要経済安保情報の保護以外の目的に利用することにはならないのか。</p>	<p>適性評価によって適性が認められた者でなければ重要経済安保情報は取り扱えませんが、重要経済安保情報を取り扱う部署であっても、実際に重要経済安保情報を取り扱う必要のない業務がある場合も想定され、こうした場合において、適性が認められなかった者を部署異動させることは、目的外利用に当たる可能性もあると考えます。いずれにしても、目的外利用に当たるか否かは、個々の実態に照らして個別に判断されるものと考えます。</p>
162	<p>重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことを前提に雇用した者を、適性評価の結果、取扱い業務に携わることのできなくなったことにより部門異動させることが、「不利益な配置の変更」には当たらないか。当たらないのであれば、そのことを事例として記載して頂きたい。</p>	<p>適性評価によって適性が認められた者でなければ重要経済安保情報は取り扱えませんが、御指摘のような行為が、「不利益な配置の変更」に当たるか否かは、個々の実態に照らして個別に判断されるものと考えます。</p>
163	<p>重要経済安保情報そのものを取り扱うことが「業務の全部」とした労働者派遣契約である場合、派遣される労働者に対する適性評価の結果が「適性なし」や「評価の不同意」、「評価同意の取下げ」となったときは、当該派遣労働者に引き続き当該業務に従事させることができないため、派遣会社側に派遣労働者の変更等を求めるか、契約の解除を求めなければならなくなる状況が発生する。このような場合に、派遣会社側に派遣労働者の変更又は契約解除を求める行為は、「適性評価の結果の目的外利用の禁止」の適用外になるという理解でよいか。</p>	<p>適性評価により適性が認められなかった者には、重要経済安保情報を取り扱う業務に従事させることはできませんので、御指摘のようなことを求める行為は、本法の観点から問題が生じるものではありません。ただし、実際に派遣労働者の変更や派遣契約の解除が可能か否かは関係法令なども含めて個別具体的に判断されるものと考えます。</p>
164	<p>クリアランス取得することを前提で採用する場合、取得できなかつたら採用・内定取消は可能なのか。もし、取り消しができない場合、取得できるまでは内定も出せないのか。クリアランスが不要な業務に配置転換できるのであれば話は別だが。</p>	<p>実際に採用内定取消が認められるかどうかは、司法において個別具体的に判断されるものですが、適性評価により適性が認められなかった者には、重要経済安保情報の取扱いの業務に従事させることはできませんので、御指摘のような行為は、少なくとも、重要経済安保情報保護活用法の観点からは、問題が生じるものではありません。</p>

165	不利益な配置転換に関し、不利益な配置転換に当たる事例、当たらない事例について、可能な限り多く示していただきたい。	個別の事情により様々であるので困難と考えます。
166	運用基準案においても目的外の利用等に当たる例と、当たらないこともある例が記載されているが、現在の記載のみでは、実際に採ろうとする行為が目的外利用に当たるか否かを判断することは困難。制度施行後、目的外利用等に該当するか否かの判断を重ねることで蓄積された事例等を踏まえ、ガイドライン等に目的外利用等に当たる事例や当たらない事例を詳細かつ明確に記載いただきたい。	御意見は今後の参考とさせていただきます。
167	目的外利用や不利益な扱いを行った事業者に対する取引の停止等の具体的な措置がなく、個人の人権保護の観点が抜けて落ちている。	目的外利用の禁止の規定などの実効性を担保するための方策として、本運用基準第4章第4節3において、各行政機関が適合事業者と締結する契約において事業者側における目的外利用の禁止が遵守されるよう、当該契約において、個別具体的な事情を考慮し、担保措置等を定めるよう規定しており、さらに、これを明確にするために、今後定める契約書のひな型に示すことなどを考えており、こうした措置を通じて実効性を確保できると考えています。
168	適性評価に係る個人情報、目的外に使われないか、外部に漏出しないか、一般的な規定はあるが、十分な措置がとられる保証がない。実効性あるチェックのシステムの構築と罰則の規定が必要。	目的外利用の禁止を適合事業者との契約で定め、そのおそれがあった場合には相談窓口で相談できることなどを第4章第6節及び第5章第1節4に規定しています。 また、適性評価における目的外利用の禁止も含めた本法の施行の実施の適正を図るために重要経済安保情報保護活用委員会を設けることとしており、同委員会を通じて適正な運用に努めていきます。
169	評価対象者の個人情報、企業情報が目的外に使用されないために、厳しい監視機関の設置が必要。 【同旨3件】	目的外利用の禁止を適合事業者との契約で定め、そのおそれがあった場合には相談窓口で相談することなどを規定しています。 また、適性評価における目的外利用の禁止も含めた本法の施行の実施の適正を図るために重要経済安保情報保護活用委員会を設けることとしており、同委員会を通じて適正な運用に努めていきます。

170	<p>適性評価の運用をチェックする第三者機関を設けて、立入りや報告聴取、資料提出要求の権限を与え、チェックを行う要件や方法等について運用基準において明示すべき。 【同旨2件】</p>	<p>適性評価も含めた法の施行の実施の適正を図るために重要経済安保情報保護活用委員会を設けることとしており、同委員会には必要に応じて各省庁が指定した重要経済安保情報の提出や説明を求めることができる旨も第6章第1節に規定しています。また、指定や解除については、内閣府独立公文書管理監が独立した立場で検証・監察する旨を第6章第2節に規定しています。</p>
171	<p>適性評価を集約的に実施する機関は、内閣総理大臣に直属するとあるが、現状ではそうした機関は存在せず、仮に内閣調査室が行ったとしても膨大な情報を適切に管理・運用することは困難である。新たに創設されると考えられる機関は極めてセンシティブな個人情報を大量に集め管理することとなり、これまでにない規模の情報機関となる。警察からの出向者を中心に組織されるとすれば、極めて大きな治安組織が設立されることとなり、人権上の不利益を生じさせないための第三者による監督が必要である。</p>	<p>適性評価調査は、内閣府政策統括官(経済安全保障担当)が実施します。 また、適性評価も含めた法の施行の実施の適正を図るために重要経済安保情報保護活用委員会を設けることとしており、同委員会を通じて適正な運用に努めていきます。</p>
172	<p>「苦情の申出」という表現では申し出る方が下位となる表現であるため、「異議申立て」とすべき。</p>	<p>「苦情の申出」との表現は本法第14条第1項に規定されており、それを引用したものです。</p>
173	<p>苦情の処理の結果について不服がある場合、行政不服審査法に基づく不服申立(審査請求)を行うことは出来るか。少なくとも、一度の苦情の処理で終わらせるのではなく、苦情の申出を行った評価対象者が苦情の処理の結果について質問を行ったり、説明を要求したりする機会が整備されるべき。</p>	<p>苦情の処理は行政処分として行うものではなく、行政不服審査法の審査請求の対象となるものではないと考えています。なお、第4章第5節3(1)において、苦情処理の際には、苦情申出者が意見を述べ、又は資料を提出することを希望した場合には、その機会を与えなければならない旨、また、第4章第5節4において、苦情処理の結果の通知の際には、単に結論を示すだけでなく、判断の根拠等を具体的に説明する旨を明記しています。</p>

174	<p>特定秘密保護法の運用基準では、評価対象者本人の苦情も適性評価に関し質問又は照会を受けた者など評価対象者以外の者からの苦情も苦情受理窓口が一括して取り扱うこととされているが、重要経済安保情報保護活用法においては、別の相談窓口を設置した上で、評価対象者以外の者からの疑問や相談と、個人情報の目的外使用をされたと考える評価対象者からの相談をまとめて引き受けることになっている。苦情受理窓口と相談窓口を別建てにした理由が判然としないため、両者の区別、苦情処理の手続きと相談の受付手続きの違い等は周知されるべき。</p>	<p>相談窓口は、目的外利用・提供の結果不利益を被ったと考える方等からの相談を受ける場所として、法定されている苦情処理とは別のものとして設置することとしたものです。</p>
175	<p>事業者が通知された適性評価の結果を目的外使用した(クリアランス取得に失敗した労働者への不利益取り扱い等)場合も、この「相談窓口」が評価対象者の相談を受け付けることになるのか。もしくは、評価結果の目的外使用があった場合、評価対象者は事業者に民事訴訟を提起して争うしかないということか。</p>	<p>評価対象者は、適性評価の結果を含めた個人情報を目的外利用されたと考える場合に相談窓口で相談することが可能です。</p>
176	<p>企業からの苦情や適性評価に関する問い合わせ窓口の設置と認識しているが、企業が社内制度整備にあたり、重要経済安保情報の仕組み全般に関わる質問等もできるように配慮いただきたい。</p>	<p>重要経済安保情報を提供する行政機関や、制度所管である内閣府にお問い合わせいただけます。</p>
177	<p>労働者が気軽に相談できるような窓口を日弁連などの第三者機関が設置することを政府としても働きかけることも明記すべき。</p>	<p>御意見は今後の参考とさせていただきます。 なお、第6章第7節に、労使も含めた様々なステークホルダーとの対話に努めることを規定しています。</p>
178	<p>適性評価に関する個人情報が目的外利用がされたかどうかに関する相談は、行政の相談窓口へ相談する前に、職場における取り扱いの実態を最もよく把握している適合事業者やその労働組合に相談し、労使間の対話において解決に導くことが「事業者内の実務が円滑に進む」ことにつながると考える。今後定めることを予定している「ガイドライン」もしくは「Q&amp;A」の中で、上記に関する相談について、適合事業者やその労働組合において相談窓口を設置し、解決のために労使で相談する仕組みの設置について記載していただきたい。</p>	<p>御意見は今後の参考とさせていただきます。 なお、第6章第7節に、労使も含めた様々なステークホルダーとの対話に努めることを規定しています。</p>

179	<p>業務の効率性、申請に伴う事務負担の軽減等の観点から、セキュリティが確保されることを前提に、質問票の提出等の適性評価に関わる手続きを電子化すべき。その際、技術中立的なアプローチを採用し、クラウド等の活用を可能とすべき。</p>	<p>評価対象者等の事務負担の軽減やセキュリティ確保の観点から、今後、適性評価調査の一部手続きについてシステム化することを検討しています。</p>
180	<p>適性評価調査の実施においては、事業者にて評価対象者の選定後、行政機関から対象者へ実施についての告知及び同意を経て、調査の実施、結果の通知となりますが、適性評価が迅速かつ安定的に運用できるよう、これら一連の流れについては電子による対応を要望するとともに、対応時期についても明示いただきたい。</p>	<p>評価対象者等の事務負担の軽減やセキュリティ確保の観点から、今後、適性評価調査の一部手続きについてシステム化することを検討しています。</p>
181	<p>禁じられている評価結果の「目的外利用」の具体的な例として、解雇や懲戒処分、自宅待機命令、労働契約の内容の変更の強要、減給、降格といった人事考課、不利益な配置変更のほか、「専ら」雑務に従事せよとの、人事上の措置を明示したとされるが、もともととしていた仕事につけなくなってしまうことは何ら変わらないものである。 【同旨2件】</p>	<p>適性評価により適性が認められなかった者を、重要経済安保情報を取り扱う業務に従事させることはできません。</p>
182	<p>米国においては、適性評価のAIによる自動化や、期間を設定してのタイムベースの評価(X年に1度の再評価)から、リスクベースの評価(クリアランス保有者の渡航情報、犯罪情報などをリアルタイムでモニタリングし常時評価)への移行が進んでいる。適性評価を迅速化・省人化するとともに、人を介した情報漏洩リスクを極限化するために、将来的には我が国においても同様の仕組みを導入することを検討すべき。</p>	<p>御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
183	<p>重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められなかった評価対象者に対し、本人の事情が変わったことから(例えば、疑いや懸念事項が払しょくされたケース)、再度、適性評価は実施される若しくは受けることができるのか。</p>	<p>可能です。</p>

184	<p>適性評価の実施は労使協定の締結を条件とすべき旨を運用基準に記載すべき。 【同旨15件】</p>	<p>第6章第7節に、労使も含めた様々なステークホルダーとの対話に努めることを規定しています。</p>
185	<p>附帯決議では、労使間の協議も含めた適切な意思疎通が行われるようガイドラインを作成することが決議されたのに、ガイドラインや指針を作成する前に運用基準案のパブコメを実施しているのは問題。附帯決議にある通り、「労使間の協議」を明記し、速やかにガイドラインを作成して公表すべき。 【同旨9件】</p>	<p>ガイドラインについては、本運用基準を策定した後に作成することにしています。 なお、第6章第7節に、労使も含めた様々なステークホルダーとの対話に努めることを規定しています。</p>
186	<p>民間企業の労働者が評価の対象とされることを鑑みると、適性評価を受ける必要性、適性評価の対象となる労働者の範囲、合意の真正性の確保のための措置、適性評価の結果を理由にした不利益取り扱いの禁止とその防止措置、適性評価の取得が出来なかった労働者に対する処遇等について、事前に労使間で十分協議されることが望ましい。適性評価を実施する行政機関が適合事業者に、労使協議を促したり、事業者と契約する条件の中に労使協議の実施を盛り込むなどの配慮が必要ではないか。</p>	<p>事業者内の実務が円滑に進むよう、本運用基準第6章第7節に、労使も含めて様々なステークホルダーと対話することに努めるよう規定しています。</p>
187	<p>適性評価について、本人の意図せざるところで調査や監督・監視がなされてはならない。法制上は個人の人権を担保するように書かれていても、企業が一個人に対し適性評価を受けるよう迫り、個人がそれを拒んだ場合の不利益については容易に想像しうる。中小企業であれば馘首や辞職の強要につながりかねない。弁護士など第三者や代弁・代理交渉を可能とする労働組合などの仲介を制度的に担保すべき。</p>	<p>事業者内の実務が円滑に進むよう、本運用基準第6章第7節に、労使も含めて様々なステークホルダーと対話することに努めるよう規定しています。</p>
188	<p>関係者への身辺調査が不断に行われ、人権侵害が起こる恐れがある。問題はその内容が一切明らかにされずに当局による恣意で行われてしまうことであり、基本的人権の侵害になるのではないか。</p>	<p>適性評価の調査事項は、本法第12条第2項各号に掲げる事項に限定されており、当該事項以外を調査することは禁止することが本運用基準に明記されていますので、恣意的に調査するとの御指摘は当たらないと考えます。</p>

189	<p>色々な活動歴、信用情報、精神疾患、飲酒癖や犯罪歴など、様々なプライバシー情報まで取得し、評価の対象としている。また、本人だけでなく、その家族や親族、同居人についても調査の対象となっており、憲法で定められている人権に対する侵害に当たるのではないか。このような適性評価は見直し、上記に挙げた適性評価の項目や対象者を外すこと。</p>	<p>適性評価の調査事項は、本法第12条第2項各号に掲げられており、当該事項を調査しないといったことはありません。なお、適性評価の実施に当たっては、基本的人権を尊重することを本運用基準においても明記しています。</p>
190	<p>セキュリティー・クリアランス制度の評価対象を民間に広げる前に、政治家や公務員の適性評価を厳格に行うべき。</p>	<p>適性評価は、行政機関の職員も対象です。</p>
191	<p>大臣などの政務三役は機密情報を扱うのに、適性評価の対象にならないのは問題。 【同旨1件】</p>	<p>大臣等が適性評価の対象とならないのは本法で定められているものであり、本運用基準が根拠ではありません。なお、大臣等については、内閣総理大臣等がその任命に当たり必要な考慮を行っていることから適性評価の対象外としており、仮に重要経済安保情報を漏えいした場合には、適性評価を受けた者と同様に最大5年の拘禁刑などの罰則の対象となります。</p>
192	<p>政府の秘密情報を漏らすおそれのない人物であるか否かを探るために、内心の自由まで踏み込んだ適性評価・調査となれば、究極のプライバシーの保護の問題。基本的人権の尊重が求められ、それを担保する措置の具体的提案が不可欠。 【同旨1件】</p>	<p>評価対象者の思想、信条及び信教並びに適法な政治活動、市民活動及び労働組合の活動について調査してはならないと規定しており、評価対象者の内心・思想信条に踏み込んで調査することはありません。</p>
193	<p>基本的人権の尊重、プライバシーの保護、調査事項以外の調査の禁止、適性評価の結果の目的外利用の禁止は重要な確認事項ではあるが、それを担保する規定が一切ない。違反には罰則規定が不可欠。 【同旨2件】</p>	<p>違反に対する罰則はありませんが、御指摘の基本的な考え方で示された事項を担保するために、第4章第2節以下で具体的な手続などを規定しています。</p>

194	<p>苦情により、申立者が不利益な扱いを受けることがないような措置とはなにか。特に、申し立ての相手が、調査をした内閣府の場合、調査についてどこまで開示するのか、評価を下した行政機関の長はその根拠をどこまで開示するのか、統一的な基準が示されるべきであり、対象者の利益を担保する仕組みが必要。 【同旨1件】</p>	<p>苦情を申し出たことにより不利益な取扱いを受けることがない旨は本法第14条第3項に規定されています。 内閣府の調査に関するものを含む苦情は、内閣府において調査を実施します。また、その調査の結果は、単に結論を示すだけではなく、適性評価の円滑な実施を妨げない範囲で具体的に説明することが規定されています。</p>
195	<p>特定秘密保護法の適性評価は主に公務員が対象であったが、本法ではサプライチェーンやインフラに関係する多数の民間事業者、大学・研究機関・民間事業者の研究者・技術者・実務担当者など、広範な民間人が適性評価の対象となることが想定される。また調査範囲も広く、個人のプライバシーや家族周辺にも及ぶ。評価を受ける際には本人に同意を得ることになっているが、評価内容の重さを考慮すれば適性評価を拒否される可能性も大いにあり、結果として、民間人の業務や研究に関与する権限をはく奪する可能性が高いと言わざるを得ない。</p>	<p>適性評価は、政府が指定する重要経済安保情報を契約に基づき提供を受けて取り扱うに当たって必要になるものであり、重要経済安保情報を扱うことのない研究活動に制限などをもたらすものではありません。また、提供に係る契約は締結を拒否することができるため、望まないのに重要経済安保情報が提供されて本制度の規制の対象にされることもありません。そのため、「民間人の業務や研究に関与する権限をはく奪する」との御指摘は当たりません。</p>
196	<p>苦情の申出をすると、結局は、適性評価実施担当者にその旨を知られることとなる。不利益な取扱いを禁止する規定はあるものの、実際に被った不利益な取扱いが「苦情の申出をしたことを理由として」なのかどうかは立証困難。結局、苦情の申出をためらうことになるのではないかと。苦情処理は、独立した第三者機関が行うように措置すべき。</p>	<p>適性評価もしくは適性評価調査に携わった行政機関でなければ、苦情の内容が把握できず適切な対応が取れないと考えます。 なお、苦情処理に当たっては、適性評価調査に直接関わった職員を従事させてはならない旨も第4章第5節1に規定しています。</p>
197	<p>広範な民間人について、秘密に接触できる者と接触できない者を分けるために、家族も含めて、身辺調査を行うことに反対する。</p>	<p>質問票は公表されるため、同意を取得する時には家族及び同居人について調査が及ぶことは明確になっており、その旨も含めて評価対象者にあらかじめ告知し、同意を得ることとしていることから問題ないと考えます。</p>

198	<p>適性評価について、本人の同意が必要となっていますが、建前であって不利益な扱いを受ける可能性があること、家族、同居人まで対象となりプライバシー侵害の恐れもあり問題だと思えます。</p>	<p>適性評価に当たっての同意は形式的なものではなく、運用基準別添1により制度の内容や調査される具体的な項目、調査の方法等を説明した上で十分理解・納得していただいた方に同意をいただくこととしています。加えて、不同意の場合の理由は問わないことは別添1に明記しており、不同意であったことによる目的外利用は法第16条により禁止されています。</p>
199	<p>行政機関が特定の事業者にとって重要な経済安保情報を提供するか否かを検討・判断する端緒として、「事業者からの相談も踏まえ」とあるが、通常、事業者はどの行政機関がどのような重要な経済安保情報を保有しているかを知り得ない状態にあると考えられるところ、事業者として重要な経済安保情報の提供に関して行政機関に相談をするというのは、どのような状況の下で、どのような目的、動機で行われると想定しているのか。</p>	<p>この記述は、事業者が、行政機関が保有している重要な経済安保情報そのものは知らなくても、類型として一定の情報を行政機関が保有しているかもしれないという推測の下に、その提供を受ける目的で行政機関に相談をすることもあり得るとする想定で記載したものです。</p>
200	<p>適合事業者の認定要件の一つである重要な経済安保情報の保護のために必要な施設設備については、企業側で予算措置を行い設備の施工を行う必要があることから、一定のリードタイムを設けて予め準備を進めていく必要があるものとする。また、情報の内容によっては、複数の事業所に当該施設設備を設置する必要がある可能性もあるため、当該準備をスムーズに効率よく進める観点からも、どのような情報が重要な経済安保情報として指定され、どのような企業との間で共有する意図があるのかなどについて、企業側がより具体的に想定できるような形で示していただきたい。</p>	<p>重要な経済安保情報の指定及び民間事業者との共有を予定する各行政機関において、民間事業者における準備に必要な期間も考慮した上で、必要な情報提供がなされるものと考えます。</p>
201	<p>提供を受ける重要な経済安保情報の内容に応じ、情報を取り扱う施設設備は変わってくることがありうる（複数拠点において複数の研究施設を要する事業者など）が、かかる要件を満足するかどうか、一定程度は相談、情報提供時点であらかじめ事業者側が把握できるような仕組みが必要。</p>	<p>行政機関が事業者にとって重要な経済安保情報を提供する場合には、事前に情報提供に努めると第5章第1節1(2)に規定していることから、当該情報提供の際に相談することは可能であると考えます。</p>

202	<p>適合事業者の認定に必要な要件整備は、民間企業にとって相当の負荷となる。政府から提供される情報が、本当に有益かつ活用可能な情報なのか不透明なままに要件整備を進めることになれば、結果的に不必要な負担にもなりかねない。適合事業者の認定要否は取締役会での審議が想定されることから、適合事業者認定を受けようとする企業に対しては、なるべく早いタイミングで、必要かつ十分な情報提供が行われることを期待。 【同旨2件】</p>	<p>適合事業者の認定を受けるか否かを、当該事業者において十分に検討できるよう、できる限りの情報提供に努める旨を第5章第1節1(2)に規定しています。</p>
203	<p>事業者が適合事業者として認定を受けるべく準備を進めるにあたっては、どのような情報が重要経済安保情報に指定されるかの感触を得ることが検討開始の起点となる。重要経済安保情報を指定する各行政機関においては、提供の対象と想定される事業者と速やかにコミュニケーションを行うことが求められる。</p>	<p>行政機関が事業者に重要経済安保情報を提供する場合には、事前に情報提供に努めると第5章第1節1(2)に規定していることから、各行政機関において、事業者の準備が進められるよう必要なコミュニケーションが取られると考えます。</p>
204	<p>行政機関の長は事業者に対して情報提供に努めるとされているが、それ自体が重要経済安保情報に当たる可能性はないのか。また、重要経済安保情報の存在そのものを秘匿すべき場合もあると考えられるが、提供可能な情報、すなわち秘匿の必要性がないことを行政機関内で誰がどのように判断するのか。</p>	<p>事業者に対する情報提供は、当該事業者において、適合事業者の認定を受けるか否かを十分に検討できるようにするためのものですが、その際には、重要経済安保情報を提供することがないようにしなければなりませんと規定しています。</p>
205	<p>適合事業者に重要経済安保情報を提供する場合の適合事業者の認定手続は、行政機関が事業者に対して認定申請書の提出を求めることから始まるとされているが、その前段階として、重要経済安保情報の提供についての行政機関から特定の事業者に対する打診、当該事業者への情報提供、当該事業者における検討・判断、重要経済安保情報の提供を受ける旨の内諾といったプロセスがあるものと理解しており、このような理解でよいか。調査研究等により発生することが見込まれる重要経済安保情報を適合事業者に保有させる場合には、事前に行政機関による事業者からの同意の取得が定められているが、本手続では同意の取得が定められていないため。</p>	<p>御理解のとおり、重要経済安保情報を提供する場合には、事前の情報提供を受けて事業者から「同意」(ご指摘の「内諾」)が得られ、その上で認定申請書が提出されるものと考えます。</p>

206	中小・スタートアップ企業においてはその負荷が更に大きくなるため、政府による相談窓口の整備など適切な支援体制の構築を求める。	中小・スタートアップからの相談についても、各行政機関において適切に対応されるものと考えます。
207	「保護責任者」及び「業務管理者」について、代表権を有す者に限る、管理監督者に限る、といった事業者における職制等に制限はあるか。 【同旨1件】	具体的な職制の制限はありませんが、「保護責任者」とは、事業者内において重要経済安保情報の管理に責任を負う者、「業務管理者」とは、重要経済安保情報を取り扱う予定のそれぞれの場所を管理する責任を負う者であり、事業者内でそうした責任を負うにふさわしい職責を有している者であることが望ましいと考えます。
208	「保護責任者」及び「業務管理者」は適性評価を受ける必要があるのか。「保護責任者」及び「業務管理者」が、適性評価を受けずに重要経済安保情報の管理を行うことは可能なのか。	保護責任者及び業務管理者になるに当たり、適性評価を受けなくてはならないといった特段の要件はありません。ただし、重要経済安保情報を実際に取り扱うのであれば適性評価が必要です。
209	重要経済基盤の脆弱性の解消等のために基盤公共役務の提供者が適合事業者認定される場合、脆弱性の解消に必要な範囲で、その会社の業務委託先や利用役務の提供者(例:利用しているクラウド事業者等)もあわせて適合事業者の認定対象になる可能性はあるか。	適合事業者の委託先として、実際に重要経済安保情報を当該委託先において取り扱う必要があるということであれば、当該委託先も別途適合事業者の認定を受けていただく必要があります。
210	重要経済安保情報を扱う業務の委託はできるのか。委託できる場合には、その条件等を詳しく教えていただきたい。	重要経済安保情報の取り扱いの業務の委託は本制度においては禁止されていませんが、委託先も適合事業者の認定を受けなければ当該委託先において重要経済安保情報を取り扱うことはできません。
211	民間事業者の情報を管理する施設については、警備会社に鍵の管理や監視保全を委託されることが一般的であり、そのように委託されている業務を、適合事業者の保護責任者だけに負わせることは非現実的。こうした業務を、警備会社に委託することを排除することのないようお願いしたい。	重要経済安保情報を取り扱うような保全施設の管理に際して、警備会社を活用することは排除されていません。

212	重要経済安保情報の保護の重要性に鑑みて、委託する警備会社の株主や役員に照らして、会社の意思決定に関して外国の所有、支配又は影響がないと認められるかどうか、従事する警備員が業務を適切に行うための必要な知識を有しており、その職責を全うできると認められるかどうか、情報保護に関する教育が十分になされているか、などを明確に規定していただきたい。	警備会社が、単に施設警備の委託を受けるということを越えて、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う場合には、従業者に重要経済安保情報の保護に関する教育を実施することなどの内部規程を定めた上で、行政機関から会社の意思決定に関して外国の所有、支配又は影響がないと認められないか等の考慮要素を踏まえて適合事業者として認定されれば、警備会社としても重要経済安保情報を取扱うことは可能です。
213	従業員に対する重要経済安保情報の保護に関する教育の内容を、具体的に示していただきたい。	本法の施行にあたり必要な研修資料等は内閣府において示していく予定です。
214	適合事業者の認定のために、適合事業者側で教育資料を作成する必要があるのか。行政機関から教育資料の提供はあるのか。	本法の施行にあたり必要な研修資料等は内閣府において示していく予定です。
215	事業者が定める規程に記載する事項のうち、「12重要経済安保情報の取扱いの業務の状況の検査に係る手続及び方法」とは、具体的にどのような内容を想定しているか示していただきたい。	提供を受けた重要経済安保情報の管理状況や施設設備の状況などを確認するための手続などを定めていただくことを想定しています。なお、規程のひな型については今後示していく予定です。
216	事業者が定める規程に記載する事項のうち、「13重要経済安保情報文書等の奪取その他重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態」とは、具体的にどのような事態を想定しているか示していただきたい。	規程において定めていただくのは、御指摘のような事態に際し、その他に適切な手段がないと認められる場合における文書等の廃棄に係る手続及び方法です。なお、規程のひな型については今後示していく予定です。
217	基盤公共役務の提供に関わる企業は多岐にわたり、セキュリティ・インシデント対応等において役務の安定的確保のために脆弱性等の重要経済安保情報を提供する必要性が認められるものの、適合事業者の認定審査における①～④の考慮要素の一部を外形的には明らかに満たさないという事業者も存在する(例えば、②～④の考慮要素は満たすものの、外国企業との資本関係がある事業者等)。そうした事業者でも、重要経済安保情報を適確に保護しつつ脆弱性の解消を図るため、総合的な判断の上で、適合事業者として認定される可能性はあるか。	適合事業者の認定は、①から④までの要素を踏まえて、当該事業者が重要経済安保情報を適切に保護できるか否かを総合的に判断することになります。

218	<p>適合事業者の従業者に関し、相当な人数を内閣府が調査するものと考えられるが、相当期間かかることが予想され、その間には情報を受け取れない懸念がある。また、適合事業者認定のための保全区域を設ける際には、数か月の工事が必要になる企業もあるが、未完成でも情報提供される可能性があるのか。仮に情報提供されるのであれば、その場合のガイドラインなどの整備が必要。</p>	<p>本法第10条は、適合事業者の要件として「重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの」と規定しており、「重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置」していない事業者が適合事業者として認定されることはありません。</p>
219	<p>重要経済安保情報の管理にあたっては、適合事業者が最も適切な方策を採用することを認め、安全なクラウドベースのソリューションを許容することにより、設備要件を設定する際に技術中立的なアプローチを促進することを強く要望する。運用基準案では、オンプレミス環境を想定しており、クラウド環境が想定されていないように読める。しかし、計算量の多いAI関係の処理や大量データの処理などを考えると、オンプレミス環境ではなくクラウド環境で処理する方が利便性が高い場合もある。 【同旨5件】</p>	<p>現状、安全保障に関わる極めて重要な情報についてクラウドで保存する上で必要な我が国としての技術的な基準が確立されていないことから、少なくとも現時点では、クラウドに重要経済安保情報を保管させることはできないとする方向で検討しています。</p>
220	<p>「重要経済安保情報を取り扱う場所」に関して、サイバー攻撃に関連する情報解析を行うには、インターネット環境が必要であり、もし取り扱う場所にインターネットがない場合は、実務上、支障が出る可能性があるため、配慮してもらいたい。</p>	<p>取り扱う場所において機器の持込制限や電子計算機の使用の制限の措置を取っていただくことが、重要経済安保情報を取扱うために適合事業者として認定される際の考慮要素になります。</p>
221	<p>重要経済安保情報は、スタンドアロンの電子計算機又はインターネットに接続していない電子計算機で扱う(保管のみならず、作成においても同様とする。)。とされていますが、今後の検討の中で電子的に施設設備のセキュリティ保護に活用するための条件整備は検討されているか。施設・設備等に対するサイバー攻撃に対処するためには、サイバー攻撃に関する重要経済基盤保護情報をクラウドを含めたインターネットに接続したシステムに、電子データとして渡すことが必要になる。紙に書かれたIOC情報を手作業で入力する事は想定されていないと思うので、その点についても明記された方が良いのではないかと。これは今後の能動的サイバー防御での情報共有にセキュリティクリアランスを活用する上でも重要な観点かと思われる。</p>	<p>現状、安全保障に関わる極めて重要な情報についてクラウドで保存する上で必要な我が国としての技術的な基準が確立されていないことから、少なくとも現時点では、クラウドに重要経済安保情報を保管させることはできないとする方向で検討しています。</p>

222	<p>重要経済安保情報を取り扱う電子計算機の使用の制限について、物理的な保護手段(スタンドアローン端末、インターネットの遮断)が想定されており、技術的な保護手段が要求されるのかが明らかではない。技術的保護手段が求められるのであれば、具体的な基準を示していただきたい。(例)重要経済安保情報に該当するデータはCRYPTREC暗号リスト(電子政府推奨暗号リスト)に掲載される暗号技術を用いることを推奨する、外部デバイスの制御ソフトによるコピー制限など</p>	<p>御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
223	<p>電子計算機の使用の制限等として、「重要経済安保情報はスタンドアローンの電子計算機またはインターネットに接続していない電子計算機で扱う」とされているが、クライアントから提供された重要経済安保情報を自社サービスに搭載し、インターネットサーバー経由で提供することは可能か。また、サーバー(AWS等)の提供会社が認定を受けられた場合、提供は可能になるか。</p>	<p>現状、安全保障に関わる極めて重要な情報についてクラウドで保存する上で必要な我が国としての技術的な基準が確立されていないことから、少なくとも現時点では、クラウドに重要経済安保情報を保管させることはできないとする方向で検討しています。</p>
224	<p>重要経済安保情報の伝達の方法に制限がかけられる旨が示されているが、セキュリティが担保される前提で、特定の技術や手法を前提としない、重要経済安保情報の内容に応じた授受方法をガイドライン等において定めていただきたい。(例えば、重要経済安保情報が長い文字列であるような場合は、紙に限らずデータでの情報提供を行い、その場合はUSB等の物理的な媒体に限らずセキュリティの担保された環境下でのデータ授受を可能とする等)</p>	<p>具体的な授受の方法については、情報を指定し又は提供する行政機関において個々の事情に応じて契約で定めるなどして決定するものです。</p>

225	<p>設立国、議決権保有者(5%以上)、法人代表者や取締役の氏名、日付、国籍など、様々な観点から企業の適格性を評価する。また、組織内で重要経済安保情報を直接管理する人物の国籍など個人の属性も考慮する。日米間の協力は経済安全保障の強化に不可欠であるため、適格性を評価する際には、米国のような志を同じくする国の企業を好意的に扱うべき。組織内の特定の要員、特に日本の同盟国からの要員の国籍のみを根拠として、企業の適格性を否定すべきではない。むしろ、国家が支援するリスクや、重要経済安保情報の完全性と安全保障に対するその他の潜在的脅威に明確に焦点を当てるべき。</p>	<p>適合事業者の認定は、4つの考慮要素から判断されます。外国企業の子会社であるという事実は、事業者の意思決定に際して外国からの影響等がないかという考慮要素との関係で判断されますが、この事実のみをもって判断するのではなく、あくまでも総合的に判断することになります。</p>
226	<p>経済安全保障推進法に定める特定社会基盤事業者が適合事業者認定を取得できない場合には、基盤インフラの安定的な提供体制に支障が生じる可能性がある。特定社会基盤事業者が、外国事業者の子会社・関連会社であることのみを理由として、適合事業者の認定要件に欠けると判断されることはないとの理解でよいか。特定社会基盤事業者が役務提供体制の保護を十分に図ることができない場合、基幹インフラを利用する国民に最終的な影響が生じ得ることに鑑み、行政機関においては対象事業者が外国事業者の子会社・関連会社であるか、国内の事業者であるかにかかわらず、特定社会基盤事業者に関する適合事業者の認定審査においては、対象事業者と十分に協議して頂きたい。</p>	<p>適合事業者の認定は、4つの考慮要素から判断されます。外国企業の子会社であるという事実は、事業者の意思決定に際して外国からの影響等がないかという考慮要素との関係で判断されますが、この事実のみをもって判断するのではなく、あくまでも総合的に判断することになります。</p> <p>なお、重要経済安保情報を提供する必要性は重要経済安保情報の内容等に基づき各行政機関により判断されることになるため、単に特定社会基盤事業者であるからというだけで適合事業者に認定する必要があるとは考えません。</p>
227	<p>「事業者における株主や役員の状況に照らして、当該事業者の意思決定に関して外国の所有、支配又は影響がないと認められるかどうか」の、「外国」は、「外国政府」のみを指すか。それとも「外国の事業者」を含むか。</p>	<p>「外国政府」だけでなく「外国の事業者」を含みます。</p>
228	<p>事業者の外国からの影響を評価をする際に、高度なセキュリティ技術が適用されている場合も考慮して評価を行うことを検討すべき。例えば、「機密コンピューティング」はデータを保護したまま処理できる技術であり、たとえ事業者の管理者であってもデータを閲覧できず機密性を確保できるため、事業者の外国からの影響は限定的になると考えられる。</p>	<p>この部分の規定は、御指摘のような事業者内の情報漏洩リスクの観点から考慮するものではなく、当該事業者の意思決定にそのような影響等がないかという観点から考慮するものです。</p>

229	重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備が備えていなければならない機能・装備・条件など、具体的な要件を示していただきたい。	ご意見も踏まえ、今後定めるガイドラインやQAにおいて明確化していくことも含めて検討させていただきます。
230	施設設備の要件について、物理的要件を満たしておらず、満足させるために費用が必要な場合の措置について仕組みを設けられたい。	重要経済安保情報を取り扱うのであれば適合事業者の認定のために施設設備等が必要です。費用負担に関する措置については、提供に係る契約当事者である行政機関と事業者との間で適切に対応されるものです。
231	重要経済安保情報を取り扱う予定の事業部の売上の多寡にかかわらず、会社全体として適合事業者に資する体制整備が必要となる。認定後も、変更が生じた際には報告が必要であり、従来以上に注意を払い続ける必要があるため、認定を受けた企業には負荷となる。複数の事業ドメインを保有する企業が数多く存在し、重要経済安保情報の取扱う事業部の売上比率が企業全体の数%程度というケースも想像され、そのような場合、企業にとっての負荷は尚更である。	重要経済安保情報を取り扱うのであれば適合事業者の認定のために体制の整備等が必要です。
232	適合事業者認定を受ける際、社長や取締役会議長のセキュリティ・クリアランスの取得は必須ではないことが示されているが、米国ではCEOや取締役会議長の取得の必要性が示されている。米国と日本では取締役会の構成及び運営が異なるので必ずしも同一である必要はないが、「諸外国に通用する制度となる」ように、FOCIを含めた制度整備と、諸外国との政府間交渉が行われることを切に願う。	情報保全のための具体的な方法は各国の事情によって様々であり、必ずしも諸外国と全く同一の制度であるという必要はありません。諸外国に通用する制度となるよう、引き続き諸外国との協力を進めていきます。
233	適合事業者認定を受けるに際しては、別添12により、FOCIの状況が審査されることになっている。米国においてはSF328” Certificate Pertaining to Foreign Interests”によりFOCIの状況が審査されるが、別添12はSF328による確認内容の全てを網羅できていない。別添12の確認内容が不十分と判断され外国政府との秘密情報共有に支障をきたすおそれはないか。	情報保全のための具体的な方法は各国の事情によって様々であり、必ずしも諸外国と全く同一の制度であるという必要はありません。諸外国に通用する制度となるよう、引き続き諸外国との協力を進めていきます。

234	<p>適合事業者の認定は、個別の重要経済安保情報の提供の都度実施されるものであり、包括的にいかなる重要経済安保情報の提供も受けられるという認定ではないということによいか。</p>	<p>適合事業者の認定は、行政機関から提供される重要経済安保情報を取り扱うために必要なものであり、第5章第3節に規定している事情の変更がない限りは有効です。そのため、上記の事情の変更がない限りにおいて、同じ行政機関から複数の重要経済安保情報の提供を受けることは可能です。もっとも、実際の情報提供は必要に応じてなされるものであり、行政機関が保有しているが当該適合事業者には提供しないこととしている重要経済安保情報の提供を要求することができるものではありません。</p>
235	<p>事業拠点が複数ある事業者では、適性評価を取得した者が異なる場所で重要経済安保情報を取り扱うこととなる。適性評価取得者の間で適切な業務連携が図れるように、禁止・制限すべき行為は具体的に明示いただきたい。</p>	<p>適性が認められた者同士においても、重要経済安保情報の漏えいや窃取につながりかねない行為は慎む必要があります。具体的には、御意見も踏まえ、今後定めるガイドラインやQAにおいて明確化していくことも含めて検討させていただきます。</p>
236	<p>適合事業者として認められなかった場合、再度、認定審査は実施される若しくは受けることができるのか。</p>	<p>可能です。</p>
237	<p>重要経済安保情報の指定が解除された場合は、その重要経済安保情報の提供を受けていた事業者も、適合事業者の認定からも解除されるのか。</p>	<p>適合事業者の認定は、第5章第3節に規定している事情の変更がない限りは有効であり、実際に取り扱っている重要経済安保情報の指定が解除されたということに影響されるものではありません。</p>
238	<p>殺傷能力のある農薬を管理する会社も政府が認めれば対象になるのか。</p>	<p>適合事業者の認定は、政府が重要経済安保情報を提供するために行うものですので、「殺傷能力のある農薬を管理」していることのみをもって、適合事業者に認定することはありません。</p>
239	<p>契約において、「(10) 適合事業者の認定後に行政機関により実施される定期的な検査の受入れに関すること」との記載があるが、クラウドサービスにおいては、同一のデータセンター群から多数のお客様にサービスを提供する関係上、複数のお客様から別々に検査を受けることがセキュリティを損なうことになる。クラウドにおいては個別の検査は省略いただくか、少なくともISMAP登録を受けているクラウドサービスにおいては、ISMAPにおける審査をもって検査に代えていただければお願いしたい。</p>	<p>現状、安全保障に関わる極めて重要な情報についてクラウドで保存する上で必要な我が国としての技術的な基準が確立されていないことから、少なくとも現時点では、クラウドに重要経済安保情報を保管させることはできないとする方向で検討しています。</p>

240	<p>適性評価により重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められると評価された従業者が適合事業者を退職した場合でも、適合事業者は契約先の行政機関の重要経済安保情報管理者にその旨を報告する必要はないのか。</p>	<p>適合事業者において、退職や異動により現に重要経済安保情報の取扱い業務を行う従業者に変更が生じた場合は、契約先の行政機関に報告いただく必要があり、この点は行政機関との契約により規定されるものと考えます。</p>
241	<p>契約において、「(8)評価対象者に事情変更が生じた場合には、速やかにこれを契約先の行政機関における重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者に報告すること」となっているが、本文29ページや別添1においては、適合事業者が従業者の事情変更を「認めた場合」に報告することになっているため、同様の記載にすべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「事情の変更があると認める場合には、速やかに…」と修正させていただきました。</p>
242	<p>契約において、「(10)適合事業者の認定後に行政機関により実施される定期的な検査の受入れに関すること」とあるが、行政機関が行う定期的な検査について具体的な内容等を示していただきたい。</p>	<p>提供を受けた重要経済安保情報の管理状況や施設設備の状況などを確認することを想定しています。</p>
243	<p>行政機関が調査研究等により発生することが見込まれる重要経済安保情報を保有させようとする事業者から取得する「同意」は、(1)調査研究等を行うこと自体の同意、(2)調査研究等を通じて得られた特定重要経済安保情報を適合事業者として保有することの同意の二つの意味を併せ持つものであり、この二つの同意は不可分で、(1)には同意するが、(2)には同意しないといったことは想定されないということによいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
244	<p>行政機関が重要経済安保情報の発生が見込まれる調査研究等を事業者に行わせようとする場合、不特定の事業者を対象とする公募型の事業としてかかる調査研究等の事業者を募集することは想定されるのか。「適合事業者」の認定は、特定の調査研究等について、事業者の選定の後に、選定された事業者について行われるものであることから、事業者の募集の段階で、応募要件の一つとして「認定事業者」であることを求めることはできないと考えられるので、重要経済安保情報の発生が見込まれる調査研究等を公募型の事業として行うことは想定されないと考えられるが、「過去に本法に基づく適合事業者の認定を受けたことがある者」といったことを応募要件とすることは考えられないでもないと思われるので何うもの。</p>	<p>実際に調査研究等を実施する行政機関の判断になりますが、想定はされると考えます。</p>

245	行政機関と適合事業者の間で締結される「調査研究等の実施及び重要経済安保情報の提供のための契約」では、「調査研究等の結果、あらかじめ指定された重要経済安保情報を発生させること」を適合事業者に義務付ける条項が含まれるのか伺いたい。	実際に調査研究等を実施する行政機関の判断になりますが、調査研究等の類型に応じて、御指摘のような趣旨の条項が含まれることはあると考えます。
246	仮に、調査研究等の結果、重要経済安保情報に指定すべき情報が発生しなかった場合、調査研究等の実施前に「事業者がこの後保有することが見込まれる情報」としてあらかじめ重要経済安保情報に指定された情報は、いかなる意味を持つことになるのか。調査研究等の実施前の重要経済安保情報の指定は、調査研究等の結果、重要経済安保情報に指定すべき情報が発生することを条件とする指定であり、調査研究等の結果、重要経済安保情報に指定すべき情報が発生しなかった場合には、当該指定は遡って効力を失うものと理解すればよいのか。	適合事業者を実施させた調査研究等の結果、重要経済安保情報に指定すべき情報が発生しなかった場合であっても、行政機関として、他の民間事業者に別途調査研究を委託した場合に当該情報が生成される見込みがあるといった事情があれば、指定は解除されないであろうと考えます。 一方、当該適合事業者との関係では、このような状況の場合には、あらかじめ契約した重要経済安保情報が発生しなかったのであり、本法に基づく法的な秘密保持義務は発生しないものと考えます。
247	事業者の実務を想定した場合、具体的な場面やイメージを想定しにくい部分があることは否めず、制度への対応の必要性や重点的に検討すべき事項の見極め、事業者内の対応体制等を検討する上では、より実務向けにかみくだいた手引きや問答集が提供されることが望ましい。	本運用基準の補足として、今後ガイドラインやQ&Aを定めることとしており、その中で具体化に努めていく予定です。
248	調査研究によって得られた結果が現実的には極めて重要な経済安保情報であり、行政機関が事業者に同意を求めて来た場合に、仮に事業者が営業秘密等の観点で同意しなかった場合も罰則はないとの理解でよいのか。	本法第10条第2項に基づき重要経済安保情報を適合事業者保有させる場合については、調査研究の実施前に当該調査研究の成果を重要経済安保情報に指定することをあらかじめ合意することとしています。なお、それ以外の場合については、本法では何ら規定していません。
249	行政機関から提供を受けた重要経済安保情報を用いて研究遂行を行なった結果として創生された研究成果物や業務遂行により重要経済安保情報から副次的に創生された成果物等は、予め指定されていない限り重要経済安保情報にはあたらないという認識でよいのか。	本法第10条第2項に基づき重要経済安保情報を適合事業者保有させる場合については、調査研究の実施前に当該調査研究の成果を重要経済安保情報に指定することをあらかじめ合意することとしています。なお、それ以外の副次的に創成された成果物等の扱いについては、本法では何ら規定していません。

250	<p>適合事業者であるグループ会社が、他のグループ会社若しくはグループ外の他社と合併や事業承継を行う場合、合併等の効力発生前に事前手続・届出は必要となるか。(例えば、重要経済安保情報を知り得る従業員の更新等)</p>	<p>合併等により議決権を保有する者が変わる場合を始め、認定申請書に記載した事項に変更がある場合には、契約先の行政機関への報告が必要です。</p>
251	<p>適合事業者が適合事業者ではなくなったとき、その社員であってクリアランスを得ていた者の扱いはどのようになるのか。</p>	<p>重要経済安保情報を取り扱っていた場合には、勤務している会社が適合事業者ではなくなった後でも、当該情報に対する秘密保持義務は引き続きかかります。</p>
252	<p>政府の有識者会議の最終とりまとめ(令和6年1月19日)では、セキュリティ・クリアランス制度の必要性として、「企業からのニーズ」が紹介されている。それらのなかには、我が国政府が保有する情報が企業と共有されることの意義を述べているものがある一方で、我が国政府が保有する情報に対する企業のニーズというよりも、政府のセキュリティ・クリアランス制度により、事業者としての「信頼の証」を得て、ビジネスチャンスを広げたいといった思惑が感じられるものも多い。本法においては、事業者が「適合事業者」に認定され、その従業者について「適性評価」が行われる一連のプロセスの起点は、あくまで保有する重要経済安保情報を特定の事業者提供し、ないしは、特定の事業者が重要経済安保情報を発生させて保有させるという行政機関側の必要性の判断であって、このような行政機関側の必要性の判断がない状態で、事業者側が「セキュリティ・クリアランス」を求めて、「適合事業者」の認定を申請したり、従業者の「適性評価」のために情報を提供したりすることは想定されていないという理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

253	<p>適合事業者認定を受けるためには相当の準備が必要。申請した企業が適合事業者となることを政府・企業の双方が望んでいるからその申請であり、不適合は双方ともに避けたい事態である。部分的に不適合な箇所があった場合には、企業が不適合箇所を除去・緩和するための猶予期間が設けられる必要があり、そのために指針やマニュアルを整備すべき。米国では、NISPOM などによって、FOCIに関する質問項目やFOCI下にあるかどうかの考慮要素、FOCIの緩和・無効化措置の検討などが細かく規定されている。マニュアルの整備が難しい場合であっても、必要に応じた官民対話など、制度の円滑な運用に必要な官民連携が行われることが必要。</p>	<p>本運用基準の補足として、今後ガイドラインやQ&amp;Aを定めることとしており、その中で具体化に努めていく予定です。</p>
254	<p>適合事業者にとって重要経済安保情報を保有させるためのガイドラインが必要。企業間では、委託先との情報共有が必要となることがあり、特にインシデント発生時には、情報を共有しなければ、被害拡大を抑えられないケースも考えられる。その際、適合事業者間であれば情報をやり取りすることが可能なのか、非適合事業者に共有せざるを得ない場合の対処など、クリアランスの運用について具体的な指針を示していただきたい。</p>	<p>本運用基準の補足として、今後、より実務に照らしたガイドラインやQ&amp;Aを定めることとしております。 なお、仮に先方が適合事業者であっても、適合事業者から他の適合事業者にとって重要経済安保情報を提供することはできません。この場合、行政機関から直接当該他の適合事業者に対して当該重要経済安保情報を提供することになります。</p>
255	<p>制度運用開始期には、日本全体で相当数の適性評価調査が行われ、調査完了に相当な時間を要すると考えられる。そして、調査完了までは、これまで官から民に提供されてきた情報のうち、重要経済安保情報に相当する情報が提供されなくなり、関連する業務を中断する必要性が生じるおそれがある。制度開始にあたり、移行期間を設定するとともに、これまで官から民に提供されてきた情報のうち、重要経済安保情報に相当する情報が円滑に提供され続けるよう、制度開始に伴う移行要領についてもガイダンスを示していただきたい。</p>	<p>「これまで官から民に提供されてきた情報」について、遡って重要経済安保情報に指定することができない旨を第2章第2節に明記しており、関連する業務を中断する必要性が生じるとの指摘は当たらないと考えますので、「移行期間」を設定するといったことはありません。</p>
256	<p>適合事業者間で重要経済安保情報を共有することの可否、非適合事業者やクリアランス非保有者へ情報共有する場合の情報のサニタイズのあり方等、重要経済安保情報の共有のあり方に関する具体的な指針を示していただきたい。包括的に指針を示せない場合は、重要経済安保情報提供の都度、どの部分が秘密情報にあたるのか、明確に示していただきたい。</p>	<p>重要経済安保情報は適合事業者から別の適合事業者を含む第三者に提供することはできません。情報共有に当たってのサニタイズ等の在り方は、当該情報を提供する行政機関において具体的な情報に即して定められるものであり、一律に定めることは困難です。</p>

257	<p>適合事業者において、重要経済安保情報を取扱う施設の要件が今後ガイダンスなどで示されると理解している。重要経済安保情報を取扱う施設にサイバー攻撃を受けた場合には、情報の保護や漏洩の食い止めのためインターネット環境を用いた情報解析を行う必要が生じると想定される。電子計算機使用の制限等に関するガイダンスを示す際には、平時の使用に関するガイダンスのみではなく、サイバー攻撃など有事における使用に関してもガイダンスを示していただきたい。</p>	<p>御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
258	<p>重要経済安保情報保護活用委員会の人数や構成員（外部から招くのか等）、構成員選定の基準などが明らかではないため、第三者的な視点で、重要経済安保情報の取り扱いの適正性を監督できるかどうか判断としない。</p>	<p>重要経済安保情報保護活用委員会は、本法の適正かつ統一的な運用を図るために政府内に設置するものです。なお、運用基準には、内閣総理大臣が、必要に応じて同委員会を通じて行政機関に対して勧告及びその結果とられた措置について報告を求めることができることを明記しています。</p>
259	<p>重要経済安保情報保護活用委員会には勧告の権限はあるというが、おそらく強制力はないと思われる。「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある」としたときは拒否が可能となっており、活用委員会は独立した調査権があるわけではない。国会報告の多くは運用状況の報告待ちといってもよい。政府から独立した強い勧告権限のあるシステムが不可欠。 【同旨1件】</p>	<p>内閣総理大臣は、重要経済安保情報保護活用委員会を通じて、本法第18条第4項に基づき、必要な勧告や報告を求めることができると規定しています。 なお、本運用基準において、同委員会に関して御指摘のような記載はありません。</p>
260	<p>特定秘密保護法における各府省庁の長官・次官等からなる内閣保全監視委員会や衆・参の情報監視審査審査会がないので、恣意的運用や目的外利用等を監視する委員会を設置すべき。 【同旨1件】</p>	<p>特定秘密保護法における内閣保全監視委員会に当たるものとして、第6章第1節において重要経済安保情報保護活用委員会を規定しています。 なお、国会における監視体制は立法府において検討されるものと承知しています。</p>
261	<p>ツワネ原則6にあるように、全ての情報にアクセスできる独立した監視機関の設置が不可欠であり、運用基準にも明記すべき。</p>	<p>重要経済安保情報の指定及びその解除並びに重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理については、内閣府独立公文書管理監が独立した立場で検証・監察する旨を規定しています。</p>

262	情報保全監察室の幹部職員について、ノーリターナルを導入するなどしてその独立性を確保すべき。 【同旨1件】	この意見公募は、本運用基準を対象とするものです。 独立公文書管理監の独立性を確保するために必要な方策については、重要経済安保情報保護活用法の運用の適正確保の観点から適切に検討してまいります。
263	独立公文書管理監は内閣府の中に置くのではなく、米国のように、独立した機関として位置付けるべき。	これまで特定秘密保護制度において10年近く独立した立場で検証・監察してきたという経緯等に鑑み、現行の位置付けであっても独立性は担保されると考えます。
264	秘密指定や適性評価が適正なされているかをチェックするため、政府から独立した第三者機関が必要不可欠。 【同旨4件】	指定の適切性については、内閣府独立公文書管理監が独立した立場で検証・監察する旨が規定され、適性評価を含めた法の適正な実施のために重要経済安保情報保護活用委員会を置くことにしています。
265	指定や適性評価が適正になされているかを政府から独立した第三者機関がチェックすることはこれらの制度を構築するとした場合不可欠なもの。本運用基準においては、情報監視審査会の監査調査が及ぶことさえ明記されていない。情報監視審査会による監視と、監視権限の強化が必要である。 【同旨4件】	指定の適切性については、内閣府独立公文書管理監が独立した立場で検証・監察する旨が規定され、適性評価を含めた法の適正な実施のために重要経済安保情報保護活用委員会を置くことにしています。 その上で、国会における監視体制は立法府において検討されるものと承知しています。
266	特定秘密保護法では両院に設置されている情報監視審査会の規定が、この運用基準案にはない。本法は秘密保護法制の拡大であることが明らかであり、情報監視審査会の審査・調査が及ぶことを記載すべき。両院の情報監視審査会規程の改訂も必要。さらに、情報監視審査会が政府に重要経済安保情報の提示を求めた場合には、政府による拒否は許されないことも明記すべき。 【同旨15件】	国会における監視体制は立法府において検討されるものと承知しています。 なお、第6章第7節に、行政機関の長は国会からの要請に対して適切に対応すべきことを規定しています。
267	経済安保上の重要秘密の指定や解除、関わる事業者・従業者や研究者の適性評価の運用を監督するものとして、最低限、議会の情報監視審査会がコミットする仕組みを整える必要がある。	国会における監視体制は立法府において検討されるものと承知しています。 なお、第6章第7節に、行政機関の長は国会からの要請に対して適切に対応すべきことを規定しています。

268	<p>衆・参両院の情報監視審査会の提出要請制度について、出席委員2名以上の賛成により重要経済安保情報の提出要請を行うことを可能とする規定を設けるべき。 【同旨1件】</p>	<p>国会における監視体制及びその具体的事務については、立法府において検討されるものと承知しています。</p>
269	<p>重要経済安保情報に指定された技術を扱う現場で不正・違法行為が行われた場合、それを監督官庁あるいは司法組織あるいはメディアに内部告発・通報した人に対して、重要経済安保情報を外部に漏洩したとして逆に刑事告発し、不利益を負わせることがあってはならない。そのためにも、独立した監査機関・救済窓口が設けられるべき。また、指定や解除、関わる事業者・従業者や研究者の適性評価の運用を監督するものとして、最低限、国会の情報監視審査会がコミットする仕組みを整える必要。</p>	<p>本運用基準第6章第3節において、内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、重要経済安保情報の指定及びその解除並びに重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報を受けるための窓口を設置し、公表することとしています。 また、国会の情報監視審査会の事務については、立法府において検討されるものと承知しています。</p>
270	<p>「通報窓口に対し、その旨の通報することができる」となっているが、指定の適正確保のため、違法秘密に関しては通報義務があると明記すべき。 【同旨6件】</p>	<p>第6章第3節に、取扱業務者等が不適切な指定を発見したような場合には通報窓口に通報できる旨を規定していますが、それを越えて通報義務まで課すことは取扱業務者等に過度な負担を課すことになるため適切ではないと考えます。</p>
271	<p>公益通報をなした通報者が、非常に困難な立場に追い込まれる事態が多々みられることからして、この「通報者の保護等」の規定では甚だ不十分で、独立性が高くかつ強い権限をもつチェック機関の存在が必須。</p>	<p>本運用基準において、通報者の保護等について明記した上で、各行政機関が設置する通報窓口に加え、一定の独立した公正な立場にある内閣府独立公文書管理監が設置する通報窓口に対して通報が行えることを明記しております。</p>
272	<p>内閣総理大臣は毎年運用状況を諮問会議に報告し、諮問会議の意見を付して国会に運用状況を報告するとされている。ただ、諮問会議には、内閣総理大臣の指揮下で重要経済安保情報保護活用委員会が議論したものが、いわば政府のフィルターがかかった報告が上がってきて、国会へ報告されるため、諮問会議はここでも体裁だけの会議となる危険性が高い。</p>	<p>本法第19条に基づき、重要経済安保情報保護活用諮問会議の意見を付して国会に報告されることになっていますので、「体裁だけの会議」との御指摘は当たらないと考えます。</p>

273	<p>諮問委員に法律の専門家は1人だけで、行政法の先生のみ。人権侵害の恐れがある法律の運用基準を策定するのであるから、憲法や刑事法の専門家をメンバーに加えるべきだったのではないか。</p>	<p>重要経済安保情報保護活用諮問会議については、本法第18条第4項に基づき、安全保障に関する情報の保護、情報公開、公文書管理等に関し優れた識見を有する委員の方によって構成されています。</p>
274	<p>別添1の告知文書や別添2の同意書、別添3の不同意書について、非常に読みにくいと、タイトルの大きさや行間などを工夫してもう少し読みやすくする配慮をしてほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、別添のタイトルの大きさや行間などの調整をしました。</p>
275	<p>適性評価対象者の正確な理解を促す観点から、適性があると認められた場合には、失効や特段の事情変更や疑義を生じさせる事態が発生しない限り、同一の行政機関から提供される重要経済安保情報を取り扱うのであれば何度も適性評価を受ける必要はない旨を別添1に記載することが望ましい。</p>	<p>本法第12条第1項第1号イにおいて、同一の行政機関において、重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた者のうち、結果の通知から10年を経過しないものであって、引き続きおそれがないと認められる者は、適性評価の実施が必要ではないと規定されており、特段追記する必要はないと考えています。</p>
276	<p>適性評価対象者の回答情報や適性評価の結果として適性が認められなかった理由、調査により判明した事柄は、本人を雇用する事業者には通知しない旨を同意書に記載いただきたい。</p>	<p>別添1に、「事業者に対しては、重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められなかった場合の理由は通知されません(あなたには通知されます。)。また、調査によって判明した事柄も通知されません。」と明記しています。</p>
277	<p>質問票の各項目について、記載例などを作成いただきたい。 (例) ・1基本事項(1)勤務先「番号(該当ある場合のみ)」:どの番号を示すのか不明 ・1基本事項(4)性別:記載の仕方の例を記載することで記載しやすいよう配慮が必要 ・1基本事項(7)本籍:部落差別の問題もあることから、どこまで記載する必要があるか ・1基本事項(11)連絡先「電話番号(職場)」:適合事業者の代表電話なのか保護責任者所属組織等本制度に関連する部署の連絡先なのか</p>	<p>御指摘を踏まえて、別添を修正いたしました。なお、実際の質問票はExcel形式になっており、各項目を入力する際に記載における要領や注釈が出ますので、そちらを参照しながら記載することが可能です。</p>
278	<p>「【3】配偶者の父母・子」という表現が分かりにくい。「配偶者の父母」「配偶者の子(連れ子や養子)」ということでもいいのか。「自分と配偶者の子」はどこに書けばいいのか。</p>	<p>御指摘を踏まえて、別添5を修正いたしました。</p>

279	「重要経済基盤棄損活動を行う団体」について、当人が認識していないケースもあるため具体的な団体名や事例をお示しいただきたい。	調査の具体的な内容であり、適性評価の円滑な実施に支障が及ぼす可能性があるため明記することは差し控えます。
280	審査において、過去10年の渡航歴を記入する欄があるが、頻繁に海外出張をしてきた者は渡航国・都市名・期間を正確に記入することが困難。国側で旅券番号を照合することにより渡航歴を把握し、審査に用いる形とすることはできないか。	質問票にも記載があるとおり、職務上の出張を除いて記載いただきます。
281	「重要経済基盤毀損活動との関係」の中に、「評価対象者に、業務以外で繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府関係者や外国人がいることが認められますか。」との記載があるが、このような記述は、同志国の出身者を含めすべての外国人との交流を問題視していると考えられない。このような内容は削除し、また外国人であること自体は問題視しない旨の記載を追加すべき。	御指摘の調査事項については、評価対象者への外国の情報機関等の働き掛けの有無を調査するための参考とするためのものであり、削除・追記は不要であると考えます。
282	質問票(適性評価)(別添5)の「3 重要経済基盤毀損活動との関係」のうち、「外国の金融機関の口座の保有」と「外国の不動産の保有」については、これらを保有しているからといって重要経済基盤毀損活動に関与しているという関係性が考えにくく、他の質問と比べて異質な質問になっている。特に同志国に適用した場合に不適當な内容であるため、削除すべき。	御指摘の調査事項については、評価対象者が、外国の情報機関等から、評価対象者が外国に有する資産が不利益を被る可能性を示唆するなどして働き掛けを受けた場合に、その影響を排除できなくなる可能性の有無を調査するための参考とするためのものであり、異質又は不適當な内容ではないと考えます。
283	「来日する外国人に対し、身元の保証、住居の提供その他これらに類する援助を行ったことがありますか。※過去10年以内」とあるが、これは業務上行った場合も当てはまるのか。例えば、(2)外国政府等との関係では「業務上必要と認められる場合を除き」と記載されているが、本件についてはこれに当てはまらないのか。また、「住居の提供その他これらに類する援助」とは金銭的な援助という意味で、上記の手続きに係る援助はこれに当てはまるのか。	御指摘の調査事項については、評価対象者への外国の情報機関等の働き掛けの有無を調査するための参考とするためのものであり、来日外国人への援助等については、業務上行った場合も含まれます。また、「住居の提供その他これらに類する援助」は金銭的な援助に限られません。

284	<p>「3(5)外国政府の職員等からの依頼や誘い」に関して、転職仲介サイトに登録している場合、不特定の外国人エージェントから転職情報の提供や勧誘を受けることがあり得るが、これも質問票に記載すべきなのか明確にしていきたい。</p>	<p>「国内外において、外国政府の職員や外国人から、助言・協力の依頼や、顧問就任の依頼といった依頼を受けたり、転職や仕事の誘いを持ちかけられたことがありますか」と記載しているとおりです。</p>
285	<p>「懲戒処分には至らない内部規則等に基づく指導監督上の措置(訓告、嚴重注意等)」に「等」の表現があり、幅広く捉えることができるため、具体的に示していただきたい。例えば、職場で上司から注意を受けた程度の軽微なものも記述が必要なのか、それなりに重みがある会社の規則による訓告、嚴重注意を受けた場合のみを想定しているのか。</p>	<p>多様なケースが想定されるため、具体例を示すことは困難ですが、事業者としての指導監督上の措置であることを想定しています。</p>
286	<p>「8 飲酒についての節度」について、二日酔いで次の日の業務がしんどかった、寝坊した程度であれば記入は不要なのか。</p>	<p>「トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたことがありますか」と記載されているとおりです。</p>
287	<p>質問票の家族・同居人の氏名等、訪日外国人への援助等の項目において、調査対象者以外の第三者の個人情報を適性評価調査実施担当者に提供することとなっている。当該第三者の個人情報を本人の同意なく提供することは問題があるため、以下の点について明確化していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該第三者に対して当該第三者の個人情報提供有無について、書面で同意を得るべきではないか。</li> <li>・当該第三者に対する書面での同意が必要ないとするのであれば、調査対象者が事前に口頭等で当該第三者全員から承諾を得たうえで、調査対象者自身の調査に同意していると解してよいか。</li> <li>・当該第三者に対して、調査対象者の適性評価のために当該第三者の個人情報を提供する必要がある旨を、簡便に説明するためのリーフレット等があると望ましい。</li> </ul>	<p>質問票は公表されるため、同意を取得する時には家族や同居人、第三者について調査が及ぶことは明確になっており、その旨も含めて評価対象者にあらかじめ告知し、同意を得ることとしていることから問題ないと考えています。</p>

288	<p>過去に重要経済安保情報保護活用法に基づく適性評価を受けたことがあるかを答える項目があるが、法第11条2項において、特定秘密の適性評価を得ている者は、5年間に限り、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることを踏まえれば、特定秘密保護法に基づく適性評価を受けたことがある場合も記載できるようにすべき。</p>	<p>適性評価を実施する行政機関において把握可能な情報であり、評価対象者の方に記入いただくことは求めています。</p>
289	<p>「本人用の結果等通知書」が出てくるが、「漏らすおそれがないと認められると評価したとき」と「漏らすおそれがないと認められないと評価したとき」とでは通知書の内容が異なるので、「別添9-1」は二つの様式に分けるのがよいのではないか。</p>	<p>別添9-1は、通知書の内容は異なるものの、本人に対して、①漏らすおそれがないと認められる、②漏らすおそれがないと認められない、③適性評価手続きの中止、どれか一つの結果が通知されることになるため、本人に対する結果等の通知という点では同じ性質の文書であり、様式を分ける必要はないと考えます。</p>
290	<p>「適合事業者用の結果等通知書」が出てくるが、様式番号「別添9-2」も記載しておくのがよいのではないか。</p>	<p>第4章第2節3(2)④において、「別添9-2の「適性評価結果等通知書(適合事業者用)」の交付(当該書面の作成に代えて電磁的記録が作成されている場合にあっては、当該電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供。以下「適合事業者用の結果等通知書の交付」という。)」と定義語にしています。</p>
291	<p>認定申請書において、代表取締役が複数いる場合には、全員記載する必要があるのか。代表取締役社長の氏名のみで良いのか。</p>	<p>代表取締役が複数いる場合には、全員の方の氏名などを記入してください。</p>
292	<p>「申請者の役員」について、氏名の記載方針を明確にしていきたい(例えば、旧姓併記か登記上の氏名かなど)。また、役員の帰化歴については企業側での実証性の担保が困難であるため、政府側で確認いただきたい。仮に企業が申告する場合でも本人の申告に基づくため国情報との齟齬が発見されても企業は責を負わない形としていただきたい。外国人役員は、上記同様の理由から、本人の申告に仮に虚偽があった場合でも企業は責を負わない形としていただきたい。</p>	<p>氏名については、登記上の氏名を記入いただきます。適合事業者自身の情報として内部で確認が可能であり、正確な情報が提出されることを想定しています。          なお、役員の帰化歴について結果的に虚偽の申請がなされたとしても、事業者として故意に虚偽の申請をしたといった事情がない限り、そのことのみをもって当該事業者が責を負うことはありません。</p>

293	<p>「申請者の総株主等の議決権の5%超を直接に保有する者」について、申請日によっては、集計期間や公表日の関係で申請の日の前6月以内の日を満たさない場合がある。そのような場合は追加申請を可能とするなど猶予を設けていただきたい。</p>	<p>適合事業者における意思決定の状況を把握するための情報として必要なものですが、実務においては適合事業者に認定する行政機関に個別に御相談いただくことが必要と考えます。</p>
294	<p>認定申請書の“同一の国又は地域に属する外国政府(国際機関を含む)、外国事業者等との取引に係る売上高の合計額の占める割合”の外国事業者とは、外国の法律により設立された法人という理解でよいか。また、代表者や実質的支配者が外国人であっても、日本の法律により設立された法人は対象外という理解でよいか。</p>	<p>「外国事業者」とは、当該法人の設立に当たって日本以外の国又は地域が制定した法令に準拠している事業者を指します。日本の法律により設立された法人は「外国事業者」には該当しません。</p>
295	<p>「1(4)申請書における外国政府との取引に係る売上高の割合」における売上高は、認定申請を行う法人を含む企業集団の売上高ではなく、申請を行う法人単体のみによる売上高という理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
296	<p>別添12の「4 重要経済安保情報を取り扱う場所に関する事項」については、クラウドに格納された情報については記載を省略するか、少なくともISMAP登録済みのクラウドサービスについては、ISMAP審査をもって代えていただきたい。複数のお客様にデータセンターの内容を開示することはクラウドそのもののセキュリティの低下につながり、日本政府の意図と反対の結果につながる。</p>	<p>現状、安全保障に関わる極めて重要な情報についてクラウドで保存する上で必要な我が国としての技術的な基準が確立されていないことから、少なくとも現時点では、クラウドに重要経済安保情報を保管させることはできないとする方向で検討しています。</p>
297	<p>情報を取扱う場所に関する事項について、天井や扉など、すべての設備状況を記載する必要があるのか。資料5には「侵入感知装置の設置が困難な場合には「その他物理的措置」を講じる」と書いてあるが、その記載との相関が分かりにくい。</p>	<p>申請書に記載されている設備をお持ちであれば、全て記載いただく必要があります。</p>
298	<p>適合事業者の親会社及び持株会社が、適合事業者である子会社の経営管理を行う際に、重要経済安保情報やその管理状況の把握など、どの程度まで関与できるか。適合事業者たるグループ会社にて、重要経済安保情報の取扱者として親会社又は持株会社の担当者を管理・届出する必要があるか。あるいは、重要経済安保情報を直接的に管理するグループ会社に加えて、経営管理を行う親会社又は持株会社も適合事業者として認定を受ける対象となるか。</p>	<p>適合事業者の認定に際しては、親会社や持株会社といった議決権を5%超保有する者からの影響といったものを考慮しますので、経営管理の実態などはそもそも適合事業者の認定に影響します。 なお、適合事業者の親会社や持株会社であることのみをもって、重要経済安保情報を取り扱うことはできませんので、当該親会社や持株会社でも重要経済安保情報を取り扱うならば、適合事業者の認定が必要です。</p>

299	適合事業者の認定申請書において、株主等を記入することになっているが、学校法人や一般財団法人など持分の定めのない法人も対象となる様式にすべき。	御指摘を踏まえ、「持分の定めがない法人については、記入不要」と追記させていただきます。
300	本法は保護だけではなく活用の趣旨もあることから、事業者側での活用にも寄与するような制度設計にすべき。具体的には、今後、ガイドライン等の策定にあたり、事業者意見を反映するプロセスが重要と考えるため、事業者へのヒアリングや説明会等の開催時期を示していただきたい。	今後、ガイドライン等の策定に当たっては、いただいた御意見も踏まえて、事業者へのヒアリングや説明会等の開催について検討させていただきます。
301	たった5人の委員と府省の事務次官等を集めた重要経済安保情報保護活用準備委員会で用意されたもので、広範な識者の意見が反映したとは言い難く、ましてや民意を反映したものではない。政府お手盛りの運用基準となった。 【同旨1件】	安全保障に関する情報保護、情報公開、公文書管理等に関して優れた識見を有する5名の委員において、複数回の議論を重ね、パブリック・コメントにより広く国民の皆様から御意見・情報をいただいておりますので、御指摘は当たりません。
302	わずか5人の有識者に意見を聴くだけで、特秘法の運用基準とほとんど変わるところがなく、有識者が政府の準備した案にお墨付きを与えるものと変わらなかったと言える。有識者の選定には全く透明性がない。	諮問会議の委員は、本法第18条第2項に基づき、安全保障に関する情報保護、情報公開、公文書管理等に関して優れた識見を有する者として選定しました。
303	中小企業を含む適合事業者に施設設備の設置等を義務付けることになるが、それが中小企業等に過度な負担を生じさせることも懸念される所であり、運用基準の内容は中小企業等に過度な負担を生じさせるものとならないようにすべき。 【同旨10件】	中小企業であっても、重要経済安保情報を取り扱うのであれば適合事業者の認定のために施設設備等が必要です。行政機関と事業者との間で適切な対応が検討されることが必要と考えます。

304	<p>民間事業者等が政府からの協力要請に応じて機密情報に触れる場合の支援のあり方について記載がないが、「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」の最終とりまとめを踏まえ、「民間事業者等が政府からの協力要請に応じてCIIに触れることとなる場合など、経緯や実態も踏まえて、民間事業者等における保全の取組に対して合理的な範囲内で支援する」ことを追記いただきたい。なお、その運用にあたっては、政府からの協力要請は、法律上の要請に加え、法律上は任意であるが、実態として「政府から要請」されている状況も想定されるため、このような実態も踏まえた支援を検討いただきたい。</p> <p>【同旨1件】</p>	<p>事業者に対する支援については、経緯や実態も踏まえて、重要経済安保情報を提供する行政機関により判断されるものと考えています。</p>
305	<p>法に関する刑事事件の弁護人に対し、重要経済安保情報の提供をなし得る旨を運用基準に記載すべき。</p> <p>【同旨10件】</p>	<p>弁護人に対しては、憲法で保障された弁護人に依頼する権利の趣旨に鑑みれば、被疑者が自己の弁護人に対して重要経済安保情報の内容を伝えたとしても、これを新たな漏えい罪として処罰することにはならないと考えられます。</p>
306	<p>むやみに対外公表しないという前提のもと、必要に応じて対外証明に使用できるような「証明書」(英語版含む)の発行を今後検討いただきたい。また、その際は、「写真入り」としたり、「電子化」するなど不正利用されないような仕組みが必要。</p> <p>【同旨1件】</p>	<p>御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
307	<p>産業・経済の官僚統制の仕掛けとなることが危惧される。広大な産業・経済分野の、しかも詳細なデータが内閣府に集約され、異常な情報集中が実現する。これにより官僚統制が容易に可能になる仕掛けが作られ、これを監視、監査するはずであった「監視委員会(仮称)」が姿を消してしまったので、危険な法律の性格が姿を現したといえる。</p>	<p>重要経済安保情報を内閣府へ提供することが義務付けられているわけではないため、「内閣府への異常な情報集中の実現」といった御指摘は当たらないと考えます。</p> <p>なお、諮問会議の資料で示した「監視委員会(仮称)」については、本運用基準の第6章第1節において、「重要経済安保情報保護活用委員会」と規定しています。</p>

308	国会での議論では見え隠れしていた「監視委員会／チェックの仕組み」が明記されておらず、「秘密指定する側」「適性評価をする側」への訓示的な規定に留まっている。強い立場にある側を性善説的に信頼した制度では、基本的な人権の侵害を防止できない。	諮問会議の資料で示した「監視委員会（仮称）」については、本運用基準の第6章第1節において、「重要経済安保情報保護活用委員会」と規定しています。
309	広範な国民生活と産業・経済活動に網をかけ、経済安全保障推進法に規定されるものであれば、なんでも政府が指定し得るものとなっている。これらを扱う事業者は無数で、中小企業も多く含まれると考えられ、予見不可能で恣意的運用が可能となると事業者と官との癒着の危険性もある。	重要経済安保情報の3要件については、第2章第1節に規定しています。要件に該当しないものは指定してはならない旨も定めており、「なんでも指定し得る」との御指摘は当たらないと考えます。
310	政府が一元的に集約する前代未聞の情報収奪であり、基幹インフラ事業と特定重要物資の統制により、経済の国家統制システムとなり得て、非常に危険。	本制度は、情報保全制度であり、「情報収奪」といった御指摘は当たらないと考えます。
311	自由貿易を否定する経済安保を推進強化するこの基準案は反対である。むしろ日本は、国連を中心に、自由貿易を推進し、同盟国・同志国ではない国との文化交流、民間交流、技術交流などむしろ進めるべきではないか。	本制度は、自由貿易を否定するものではありません
312	運用基準に反対。市民の知る権利を制限する上に、人権侵害にすらなりかねない身上調査すら含んだ内容は市民のためのものではない。また、内容があまりに広くとれるため恣意的な運用が可能であり、権力の監視という面から見ても害が大きすぎる。先の韓国の戒厳令を見ても、政府にあまりに大きな権限を持たせることは市民の生活をおびやかすのみ。	本法第22条及び本運用基準第1章2(1)において、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないと定めております。
313	公共の利益に関する情報を公表した市民及びジャーナリストが刑事責任を問われないことを保証すべき。	本法第22条に、出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとするを定めています。
314	秘密保護法制強化の動きに強く反対する。国民の知る権利を犯すべきではない。	この意見公募は、本運用基準を対象とするものです。

315	<p>重要経済安保情報の漏えいや取得行為について5年以下の拘禁刑や500万円以下の罰金刑などを科している点について、このような重い刑罰を設け、漏えい又は取得行為について共謀・教唆・煽動した者も処罰対象としているのはジャーナリストや市民が情報を取得しようとする場合に萎縮効果が生じ、知る権利を害する。</p>	<p>本法第22条及び本運用基準第1章2(1)において、拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重について規定され、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないとされております。</p>
316	<p>規制制度関連情報や産業・技術戦略、サプライチェーン上の脆弱性等に関する情報などは、民間企業から政府に提供されることが前提となっており、提供され、政府が「保有」して、複数の民間からの資料を基にまとめた資料は秘密指定の対象になり得るし、各社からの資料も秘密指定の対象になり得て、内閣府への異常な情報集中で産業・経済の官僚統制が容易になる仕掛けが作られており、この基準案は反対である。</p>	<p>御指摘の情報に関しては、必ずしも政府への提供が前提となっているとは考えておらず、官民連携の中で必要に応じて政府に提供がなされるものと考えています。また、政府が複数の個社から得た情報を基に作出した情報については、重要経済安保情報の3要件を満たす場合に所管の行政機関において指定がなされることとなりますが、当該情報については内閣府への提供が義務付けられているわけではなく、御指摘は当たらないものと考えます。</p>
317	<p>制度内容が国民に周知されていない。このような制度は、個人のプライバシーの不当な開示以前に、国民の行動制限や意思活動の制限となる。この傾向は一旦始めると、皆が自制することになり、個人への人権侵害の程度は計り知れない。検討し直すべき。</p>	<p>本法の検討のために開催された有識者会議での議論の過程や、本法の成立以降の諮問会議での検討過程は全て公表されていますが、制度内容の周知については、今後も努めていきます。 なお、基本的人権を尊重することなどは本運用基準において明記しています。</p>
318	<p>秘密指定が恣意的に拡大するおそれがあること、公務員だけでなくジャーナリストや市民も独立教唆・共謀・煽動の段階から処罰されること、最高刑は懲役10年の厳罰であること、政府の違法行為を暴いた内部告発者、ジャーナリスト、市民活動家を守る仕組みが含まれていないこと、適性評価によるプライバシー侵害のおそれが高いこと、政府から独立した「第三者機関」も存在しないことなど、ツワネ原則(国家安全保障と情報への権利に関する国際原則)にことごとく反していて根本的な欠陥がある。政府により個人に対する弾圧が可能になると考える。</p>	<p>この意見公募は、本運用基準を対象とするものです。</p>
319	<p>安全保障などに関わる機密情報にアクセスできる人を限定することは当たり前のことであるが、それが守られなかった場合の罰則をしっかりと規定する必要がある。例えば、契約の即打ち切り、数億円レベルの罰金、数十年の懲役刑など厳しい罰則を設けないと、人員を派遣する業者側がきちんと身辺チェックをすることはないだろう。</p>	<p>本法の取扱業務者が重要経済安保情報を漏えいした場合には、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金、又はその併科となります。</p>

320	セキュリティクリアランスを受けていない者が機密情報を扱うということを防ぐようにすべき。今年、海上自衛隊では特定秘密のクリアランスのない隊員が特定秘密情報を扱ったことが明らかになった。生体認証制度などにより、クリアランスのある者だけが扱えるようにすべき。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
321	運用基準案の意見募集は、内閣府政策統括官(経済安全保障担当)と内閣官房国家安全保障局の連名で発出されているが、同時に行われている「政令(案)」は内閣府のみの発出となっているのはなぜか。	本運用基準は内閣の重要政策に関する基本的な方針としての側面も有していることから、内閣府が主担当ではありますが内閣官房も連名としています。他方、政令については、重要経済安保情報保護活用法の具体的運用に関するものであることから、内閣府のみとしています。
322	他のパブリックコメントでは住所も氏名も任意なのに、なぜこのパブリックコメントは、個人情報必須とするのか。	内閣府のシステムを活用したパブリックコメントとしたものですが、いただいた御意見に不明な点があった場合に、御本人に御連絡・御確認させていただき、御意見の趣旨を明確にした上で、政策の参考にさせていただくため、連絡先の御記入をお願いしております。
323	恣意的な運用・濫用がなされる可能性がある部分はなるべく具体的に定め、人権侵害の恐れなどがないようにすべき。	制度の恣意的な運用がなされないよう、本運用基準において、重要経済安保情報保護活用委員会や内閣府独立公文書管理監等による制度の運用の適正を図る仕組みを設けています。
324	いたるところで、「留意」「適確」「適切」という言葉が使われている。それぞれの行為が、「留意」「適確」「適切」に行なわれているかどうかを、どのような組織、誰が担保できるのかが問題。どのようにチェックが行われるのか。	例えば重要経済安保情報の指定の適切性に関しては、内閣府独立公文書管理監が独立した立場で検証・監察する旨が規定されているほか、適性評価を含めた法の適正な実施のために重要経済安保情報保護活用委員会を置くことにしています。
325	重要経済安保情報の漏えいや取得行為についての刑や罰則が厳しすぎる。	この意見公募は、本運用基準を対象とするものです。
326	情報戦の時代において経済安全保障というのは非常に重要であるが、我が国は遅れている面があった。経済安保体制が整備されるというのは大いに評価している。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
327	昨今サイバー攻撃が相次いでおり、経済安保情報が盗まれないよう、政府及び事業者の情報管理体制を強化すべき。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

328	<p>指定要件の定義が不明確で恣意的な摘発が危険視される。すでに大河原化工機事件でその危惧が実現し冤罪事件になった。セキュリティリアランスによって、民間人である関連企業の従業員の人権侵害や社員の立場を危うくすることが容易に予想される。よって本法律に反対。</p>	<p>この意見公募は、本運用基準を対象とするものです。</p>
329	<p>特定秘密保護法を民間分野に拡大するものであり、国家による市民の統制を強化し、知る権利を抑圧し、プライバシー権を侵害するものである。日弁連をはじめ、市民社会から多くの問題点が指摘されたにもかかわらず、国会審議ではそれらが真摯に受け止められることはなく、本質的な修正がなされないまま、短時間で成立が強行された。今、必要なのは、運用基準を定めることではなく、新しい国会のもとで改めて法律そのものを根本的に見直す議論を行なうことである。</p>	<p>この意見公募は、本運用基準を対象とするものです。</p>
330	<p>「経済安保・秘密保護法」であり、秘密保護法制の拡大により市民の知る権利への制限を拡大しようとするもの。また、民生技術の軍事転用を促進し、武器の国際共同開発を拡大させるもの。この悪法自体を廃止するよう求める。</p>	<p>この意見公募は、本運用基準を対象とするものです。</p>
331	<p>経済安保法を案を読むと、これは秘密保護法であることがよくわかる。国民の基本的な人権は侵されてはならないとされながら、それを担保する方策が示されていない。総括的にいうと、市民の知る権利を侵し、民生技術・情報の軍事転用を容易にするのが隠された目的であることがよくわかる。「重要経済基盤情報」とは何か？ 曖昧で何でも含まれる文言で極めて広い対象を秘密にできるようにし、多くの情報を一つにまとめて秘密指定できるようにし(せめてアメリカのように1行毎に指定するならまだしも)、扱える人の適正評価時に本人の同意を得ると言っても会社の命令があれば同意せざるをえないし、しかも漏洩などの問題が生じた際も弁護人が適正に弁護できない可能性もある。つまりどこからみても憲法で保証された基本的な人権と専守防衛が担保されているとは考えられない。軍産学複合体制を目指す一環となるこの法案そのものに反対します。あり得ない法律です。日本をどこに持っていかようとしているのか、政府与党、関係省庁の良識を疑います。廃案にしてください。</p>	<p>この意見公募は、本運用基準を対象とするものです。</p>

332	<p>法律自体が国内、ことに国内産業界からの必然的要請に応える立法ではなく、安全保障上の新技術とされる可能性の高いデュアル・ユース技術を複数国間で共有することが想定できるという環境、およびそれに基づく同盟国政府からの要請に応える性格が強いと認識される。したがって、法律自体のみならず、その運用を担保するシステム作り、管理機関整備、特に「セキュリティ・クリアランス」を一元的に集約し管理する機関、および関係者個人の人権を保護する機関の設立が課題になるにも拘わらず、時間を掛けた熟慮・熟議がなされず、拙速ともいべきスピードで立法化が図られたことは重大である。附帯決議もなされているが、それだけでは運用上の危惧が払拭できない。</p>	この意見公募は、本運用基準を対象とするものです。
333	<p>すでに成立した「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」に対し、以下の理由で反対し、この法律の撤回を求める。</p> <p>(1)安全保障に支障を与えるおそれがあるため特に秘匿する必要があるものを、「重要経済安保情報」として指定するとしているが、その範囲が不明確で、恣意的に拡大されていく可能性がある。</p> <p>(2)「重要経済安保情報」の漏えいや取得行為について、5年以下の拘禁刑や500万円以下の罰金刑などを科し、共謀、教唆、煽動段階でも処罰が可能である。冤罪の温床になることが懸念されるうえ、ジャーナリストや市民が情報を取得しようとする場合に萎縮効果が生じ、知る権利を害する。</p> <p>(3)特定秘密保護法の対象を、運用で経済情報分野についても拡大することが可能となる。</p> <p>(4)秘密に接触できる者と接触できない者に分けるために、家族も含めて、身辺調査(セキュリティ・クリアランス=適性評価)が行われる。</p> <p>(5)特定秘密保護法においてはあった、両院の情報監視審査会の審査・調査が及ぶことが明記されていない。</p>	この意見公募は、本運用基準を対象とするものです。
334	<p>本法を廃案にせよ。非常に分かりにくいために、国民の気が付かない間に家族も含む身辺調査をされたり、活動歴や精神疾患などのプライバシー情報を把握されると危惧する。冤罪も起こりやすいのではないのか。中国を仮想的国にしているのではないのか。米国に盲従してはならない。国家権力は日本国憲法を守ってもらいたい。</p>	この意見公募は、本運用基準を対象とするものです。

335	<p>何を目的としているのか、国民が知らないところで何が決められていくのか、不安しかない。業務内容によってたまたま従事していた者が望まずに罰則まである秘密を背負わされるような会社が存在するのか。行政が国の最高機関である国会を上回る権限を持つことは現憲法において許されることではないため撤回を求める。</p>	<p>この意見公募は、本運用基準を対象とするものです。</p>
336	<p>米国の国防権限法889条を起点として我が国が独自で判断することが出来ない。ありていに言えば日米デジタル貿易協定同様に、非対称で片務的な経済体制になること、米国の意図に沿って日本の社会が即時対応の出来る社会になります。我が国は法律で規定されることなく政令で定められた施策が行われてしまう、まさに全権委任法がごとくそれも米国の指示に添うことになる。今回の法改正は背景に産業構造に特定秘密保護法をシッカリと組み入れて息が詰まる社会、戦前同様の軍機保護法そして国家総動員法と同じ歩みで歴史を学ばない輩による暴挙としか思えない。当該法案を廃案にしなければ米国の奴隷となることを容認してしまう。もっとたくさんの人と危機感を共有したい。</p>	<p>この意見公募は、本運用基準を対象とするものです。</p>
337	<p>民主主義のためには、内部通報者の保護、情報公開、言論の自由は最低限必要なもの。民主主義や基本的人権を押しつぶしてまで、企業利益を推進し続けると、議会民主制度ではなくて、コーポラティズム支配の国になる。この法案は大企業の秘密主義を守るためのものだと感じるため反対。</p>	<p>この意見公募は、本運用基準を対象とするものです。</p>
338	<p>そもそもの立法事実が不明であり、特定秘密保護法を民間の経済や研究の分野への拡大を意図したものと思えない。法律そのものに合理性が欠如しているがゆえに、運用基準案もそこかしこに言い訳が目につくばかりで、結果的には、市民の基本的人権を侵害する恣意的運用を許すものとなっている。</p>	<p>この意見公募は、本運用基準を対象とするものです。</p>
339	<p>日本を戦前のような暗黒社会にしてはならない。国民の安全・安心のためなら何でもできるわけではない。国家権力の及ぶことのできないはずの個人の良心までもが犯かされることがあってはならない。その最後の一线を越えてしまう恐れがあるのがこの法律である。</p>	<p>この意見公募は、本運用基準を対象とするものです。</p>